2026年11月24日

各　　位

株式会社HODL1
代表取締役CEO　田原　弘貴
（証券コード：2345 東証スタンダード市場）
（お問合せ先）取締役CFO　竹中　大介
電話番号　03-6427-7380（代表）

第三者割当により発行される新株式及び第18回新株予約権の募集並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月24日開催の取締役会において、2026年12月17日に開催する当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の承認決議が得られることを条件として、第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）及び第18回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

本第三者割当は、希薄化率が25%以上となる第三者割当に該当するため、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づく株主の意思確認として、本株主総会において、その必要性及び相当性について承認を得ることを条件としております。また、本新株式及び本新株予約権について有利発行として取り扱うため、会社法上必要となる特別決議による承認を得ることを条件としております。

なお、本新株式の払込みは全額金銭によるものです。本新株式の発行に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．本第三者割当について

１．募集の概要

〈本新株式の募集の概要〉

（１）払込期日	2026年12月25日
（２）発行新株式数	普通株式13,768,100株
（３）払込金額	１株につき69円
（４）払込金額の総額	949,998,900円
（５）増加する資本金及び資本準備金	資本金474,999,450円　資本準備金474,999,450円
（６）募集又は割当方法	第三者割当
（７）割当予定先及び株式数	坂元政弘　2,173,900株 古川鵬程　11,594,200株
（８）その他	上記各号については、本株主総会において、有利発行による本新株式の発行及びこれに伴う希薄化に関する議案が承認されること、並びに金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び本新株式に係る総数引受契約の締結、並びに第16回新株予約権（120,000個）及び第17回新株予約権の消却の効力発生を条件とします。

〈本新株予約権の募集の概要〉

（１）割当日	2026年12月25日
（２）払込期日	2026年12月25日
（３）発行新株予約権の総数	208,063個
（４）発行価額	総額14,356,347円（新株予約権１個当たり69円）
（５）当該発行による潜在株式数	普通株式20,806,300株。新株予約権１個につき100株。

（6）調達資金の額	調達総額　1,449,991,047円 （内訳） 新株予約権の発行対価　14,356,347円 新株予約権の行使による払込額　1,435,634,700円 上記の行使による払込額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額です。未行使又は当社による取得・消却等により、実際の調達額は減少します。
（7）行使価額	１株当たり69円（固定）。2026年11月24日開催の取締役会決議日の前営業日である11月20日までの直前３か月間における、東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値から30%ディスカウントした金額を基準として、割当予定先と協議し、決定しました。
（8）募集又は割当方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、坂元政弘氏に121,968個、古川鵬程氏に86,095個を割り当てます。

（9）取得条項及び譲渡制限等、その他投資判断上重要又は必要な事項	① 取得条項１．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2027年６月23日以降、取得日の20取引日前までに通知した上で、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。２．当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会で承認決議した場合、取得日の20取引日前までに通知した上で、残存する本新株予約権の全部を取得します。３．当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止が決定した場合には、当該指定日又は上場廃止決定日から２週間後の日に、本新株予約権者に対して本新株予約権１個当たりの払込金額と同額を交付し、残存する本新株予約権の全部を取得します。② 譲渡制限１．本新株予約権の割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。２．本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、当社と割当予定先との間で締結する本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡しなければなりません。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置をとるものとし、かかる譲渡以後、本買取契約における「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとします。本買取契約の各割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されるものとします。

（１０）その他	上記各号については、本株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う希薄化に関する議案が承認されること、並びに金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び本買取契約の締結、並びに第16回新株予約権（120,000個）及び第17回新株予約権の消却の効力発生を条件とします。行使期間は2026年12月26日から2029年12月25日までの３年間です。行使コミットメント、当社による行使指示又は行使停止その他行使に関する特約は設けません。 その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

〈割当予定先別の払込額〉

割当予定先	新株式払込額	新株予約権発行対価	全行使時払込額
坂元　政弘	149,999,100円	8,415,792円	841,579,200円
古川　鵬程	799,999,800円	5,940,555円	594,055,500円
合計	949,998,900円	14,356,347円	1,435,634,700円

払込期日に受領する本新株式及び本新株予約権の発行対価の合計は964,355,247円です。

その後、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の払込額を含む調達総額は2,399,989,947円となります。いずれも発行諸費用控除前の金額です。

発行諸費用17,786,000円を控除した差引手取概算額は2,382,203,947円です。

２．募集の目的及び理由

（１）資金調達の目的及び理由

ア．当社グループの事業概要及び現状

当社グループはブロックチェーン開発・コンサルティング及びAI関連事業を主な事業としております。当社は、2025年２月３日、当時の取締役会の決議により、借入金529百万円の代物弁済として連結子会社であった株式会社ZEDホールディングスの株式を譲渡し、同社及び暗号資産交

換業を営む株式会社Zaifを含む子会社６社を連結の範囲から除外しました。2025年４月30日開催の臨時株主総会で選任された調査者は、旧経営陣がこの代物弁済に先立ち、同社等への多額の貸付や上場株式の譲渡等により当社の資産の大部分を同社に集約したうえで同社を譲渡し、その結果、当社は既存事業のほぼ全てを失ったと報告しております。

この結果、連結総資産は2024年10月末の86,538百万円から2025年10月末には533百万円となり、99%以上減少しました（2024年10月末の86,538百万円のうち83,115百万円は、子会社が利用者から預かっていた暗号資産等です）。連結売上高も2024年10月期の1,613百万円から2025年10月期には26百万円と98%以上減少し、2025年４月30日時点の連結従業員数は０名となりました。当社は同日経営陣を刷新し、同年６月にブロックチェーン開発・コンサルティング事業を再開して、事業の再建を一から進めております。また、流出した子会社及び資産の回復を図るため、同年10月に旧経営陣等に対して合計約33億円の支払等を求める訴訟を提起しておりますが、回復までには時間を要し、回復できる金額も確定しておりません。

既存事業のほぼ全てと資産の大部分を失ったことにより、当社は既存事業の収益及び内部留保等の資産から事業の再建に必要な資金を確保することができず、継続企業の前提に関する注記が付されているほか、手元資金は減少し、金融機関からの借入れ等による資金調達も難しい状況にあります。このため、当社は事業の再建に必要な資金を、大規模な希薄化を伴う第三者割当により調達せざるを得ない状況にあります。

本適時開示では、上記の事業にオンチェーン金融を加えた各事業を開発・構築し、継続的な収益につなげる取組をBUIDL事業としております。安定した営業キャッシュ・フローの創出に先立ち、当面の事業運営資金と、初期案件に必要な仕入・開発資金を確保する必要があります。

当社は2025年10月に株式会社a’gilに対して新株式の第三者割当（調達額199,984,000円）を実施し、その資金を事業開発費及び運転資金等に充当しましたが、調達額が十分でなく、新たな事業を開始するには至りませんでした。

2026年５月19日に第16回及び第17回新株予約権の発行対価として合計26,200,000円を受領しております。第16回及び第17回新株予約権は全行使時の払込額合計64億円を、主としてイーサリアムの取得及び運用に充当する計画でした。

しかしながら、両新株予約権は行使価額（第16回250円、第17回400円）が固定されており、株価が行使価額を上回らなければ行使されない調達手法であったところ、発行後の当社株価が行使価額を下回って推移したことから行使されておらず、当社は行使による資金を受領しておりま

せん。また、当社のBUIDL事業では、イーサリアムに関連するブロックチェーン開発及びオンチェーン金融の分野で受注が増加しており、成果が出始めております。当社は、資金調達が実現しなかった理由は、株価の上昇を前提とする調達手法にあったと認識しており、本第三者割当ではこの経験を踏まえて調達手法を見直しております（下記「（４）資金調達方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由」参照）。

当社は2026年11月24日開催の取締役会において、第16回新株予約権120,000個及び第17回新株予約権の残存する全てを取得し、消却することを決定しました。他の行使・失効等がない場合の取得対価は合計20,880,000円です。なお、第16回新株予約権のうち40,000個は取得・消却の対象とせずに残しておりますが（下記「（４）」参照）、同新株予約権は株価が行使価額250円を上回らなければ行使されません。当社は、既存新株予約権の行使による資金流入のみに依存せず、必要な時期に事業資金を確保するため、本第三者割当を実施します。過去の調達及び充当状況は、下記「10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。

2026年４月30日現在の現金及び現金同等物は155,876千円であり、同年４月までの中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは177,904千円の支出でした。

2026年10月期第３四半期末の現金及び預金は94,097千円、月次の資金支出は約20,000千円です。2026年８月26日付「代表取締役及び取締役からの暗号資産融資枠コミットメントライン契約の締結に関するお知らせ」に係る融資枠は、日本円換算で約126,486千円です。当該融資枠は返済義務を伴う借入れであり、一時的な資金繰りの手当てにとどまります。事業運営を継続し、新たな収益基盤を構築するためには、返済を要しない資本による資金の確保が必要です。2026年10月末の現金及び預金は、決算確定前の概算で45,000千円を下回る見込みです。代表取締役及び取締役は個人として提供可能な資産を既に当該融資枠に供しており、当該融資枠を超える追加の融資は見込めません。当該融資枠を利用した場合でも、手元資金により事業運営を継続できるのは2027年４月末（2027年10月期の中間会計期間末）頃までと見込んでおり、本第三者割当による資金を確保できない場合には、当社の事業の継続に支障をきたすおそれがあります。

イ．当社グループの事業方針及び中期経営計画

このような状況の中、当社は第16回及び第17回新株予約権による資金でイーサリアムを取得し、収益の基盤とする計画が実現しなかったことを踏まえ、2026年６月後半から、当社の強みである技術的知見とプロジェクトマネジメント能力を活かせる領域で新たな成長の軸を築くため、事業連携を伴う資金調達を模索してまいりました。その結果、当社は、GPUサーバー及び計算資源

の利用サービスの仕入・販売を行うAIインフラ事業を新たな収益源として開始することといたしました。当社は計算資源の供給体制を持つSuperX Industries株式会社（以下「SuperX Industries」といいます。）と業務提携を行うこととし、同社の日本における営業を統括する古川鵬程氏を本第三者割当の割当予定先として、同氏の協力を得て同社との事業連携を進めます。同社及び古川鵬程氏は当社の技術的知見及びプロジェクトマネジメント能力を評価しており、同社との事業連携により、当社が現在の資金で請け負える規模を上回る顧客の需要に応える体制を整えることは、当社が事業を再建するうえで大きな事業機会であると考えております。本第三者割当は事業の継続に必要な資金を確保すると同時にこの事業機会を取り込み、中長期的な企業価値の向上を図るために実施するものであり、2026年４月30日に公表した中期経営計画「HODL & BUIDL 2028」で掲げた営業利益の目標の達成に向けた第一段階と位置付けております。

当社は2025年４月の経営体制の刷新以降、ブロックチェーン及びAIの開発人材とプロジェクトマネジメント人材の採用を進めて開発体制を強化し、2026年４月に公表した中期経営計画の下で、同年10月27日に公表したオンチェーン金融のシステム開発の受注をはじめ、BUIDL事業の受注を拡大してまいりました。事業を拡大するための人材と体制は整えてまいりましたが、さらに事業を拡大するには、仕入代金の立替えや開発に充てる資金と、収益性の高い案件に接するための顧客基盤及び事業機会が不足しております。

当社は、この二つを得るため、多くの事業会社及び投資家と協議を重ね、様々な可能性を模索してまいりました（下記「５．（１）①イ　割当予定先との協議及び価格決定の経緯」参照）。その中で出会ったのが古川鵬程氏であり、同氏による本第三者割当の引受けと、同氏が日本における営業を統括するSuperX Industriesとの業務提携は、当社に不足しているこの二つを同時にもたらすものです。同氏からの払込みは、当社がAIインフラ事業の取引を開始するための資金となります。また、同社との業務提携により、当社単独ではこれまで接することが難しかった大規模な顧客に提案する機会を得るとともに、同社が既に進めている国内のデータセンター案件にも当社が加わることを見込んでおります。当社は、これらの機会が当社の将来の売上の拡大につながるものと見込んでおり、本第三者割当を、事業の再建から事業の拡大へと進むために当社にとって欠かすことのできない機会と位置付けております。同氏を割当予定先に選定した理由は、下記「６．（２）割当予定先を選定した理由」に記載しております。

AIインフラ事業は、GPUサーバー及び計算資源の利用サービスを当社が仕入れ、顧客に販売する業務です。当社は本新株式による資金のみの取扱規模においても、既存の開発事業の受注の拡大とあわせて2027年10月期の営業損益の黒字化を目標としております。ただし、利益の水準

はまだ小さく、同中期経営計画で掲げた2028年10月期の営業利益の目標（11億円）を達成するには、本新株予約権の行使による資金で取扱規模を拡大し、さらに金融機関からの借入れ等により資金を拡充する必要があります。

ウ．本資金調達の資金使途及び調達額の考え方

本件は、各割当予定先との中長期的な協業関係を基礎として、資金の確保と事業機会・供給体制の構築を併せて進める、事業連携を伴う資本参加による資金調達です。本新株式949,998,900円及び本新株予約権の発行対価・全行使時の払込額合計1,449,991,047円を合わせ、最大2,399,989,947円の資金調達を行うことを決定しました。

本新株式は、払込期日に投資家が代金を払い込み、株主となる仕組みです。本新株予約権は、定められた期間内に所定の金額を払い込むことで株式を取得できる権利です。

払込期日に受領する金額は964,355,247円であり、将来の全行使による払込額は1,435,634,700円です。約24億円を一括して受領するものではなく、行使による資金調達も保証されません。

本第三者割当は、払込期日に受領する本新株式による資金で、本新株予約権の行使の有無にかかわらず事業運営の継続とAIインフラ事業に係る取引の開始に必要な資金を確保し、本新株予約権による資金は、行使された範囲でAIインフラ事業の取扱規模の拡大に充当する構成としております。全額を本新株式で調達する場合と比べ、払込期日に生じる希薄化を本新株式に係る74.14%にとどめ、本新株予約権に係る希薄化は行使された範囲で生じます。調達規模の考え方は下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に、本新株式と本新株予約権を組み合わせた理由は下記「（４）資金調達方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由」に、希薄化の規模の合理性は下記「５．（２）本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に、割当数量の考え方は下記「６．（２）割当予定先を選定した理由」に記載しております。

調達資金は、経営基盤の維持・強化、AIインフラ事業の仕入代金及び回収までの運転資金、サービス開発・検証並びに営業・導入支援に充当します。設備の購入・保有・運営を当初の資金使途とするものではありません。

当社は、既存事業の収益改善と併せて、計算資源の利用サービスの仕入・販売を収益基盤拡充の対象として、仕入れから販売代金回収までの運転資金、開発・検証及び営業・導入支援に資金を配分することを決定しました。

本第三者割当による調達額は、資金使途ごとの必要額に基づき定めました。本新株式による手取金932,212,900円は、経営基盤の維持・強化に240,012,900円、オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証に180,000,000円、営業・導入支援に100,000,000円を充当し、残る412,200,000円をAIインフラ事業において仕入代金を立て替えるための資金とするものです。本新株予約権の発行及び行使による調達額1,449,991,047円は、AIインフラ事業の取扱規模の拡大に伴う仕入代金の立替えに充当する計画です。各使途の内訳は下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しております。

AIインフラ事業では、当社が仕入代金を支払ってから顧客より販売代金を回収するまでの間、仕入代金を立て替える必要があるため、受注できる取引の規模は立替えに充てる資金の額に制約されます。資金計画上の支払・回収条件では、本新株式による412,200,000円で対応できる月間仕入額は412,200,000円であり、本新株予約権が全て行使された場合には、行使による払込額1,435,634,700円を加えて最大1,847,834,700円です。当社の事業計画では、販売価格を仕入額に５％を上乗せした額とする前提で、上記イ．に記載の営業利益の目標の達成に必要な取扱規模を月間仕入額約24億円と見込んでおり、その仕入代金の立替えに要する資金も約24億円です。この取扱規模は、販売価格の上乗せ幅が５％を下回った場合（約4.4％まで）でも当該目標を達成できるよう、余裕を持たせて見込んだものです。このうち約18億円（本新株式による412百万円及び本新株予約権の行使による資金約14億円）を本第三者割当で賄い、残る約６億円は本新株予約権の行使による取扱規模の拡大と継続企業の前提に関する注記の解消を経て、金融機関からの借入れ等で賄う計画です。本新株予約権による調達額は、この計画に基づき、各割当予定先との協議により定めたものです。

本第三者割当による調達総額と、事業計画上の月間仕入額の関係は、以下のとおりです。

区分	金額	内容
①本第三者割当による調達総額（最大）	2,399,989,947円	本新株式949,998,900円及び本新株予約権1,449,991,047円（発行対価及び全行使時の払込額の合計）の合計額
②①のうち取引資金に充当する額	約18億円	本新株式による412,200,000円及び本新株予約権の行使による資金約14億円
③事業計画上の月間仕入額（必要な取引資金）	約24億円	中期経営計画の営業利益の目標の達成に必要な取扱規模に、余裕を持たせて見込んだ月間仕入額。取引資金は月間仕入額の１か月分
④借入れ等で賄う予定額	約６億円	③と②の差額。継続企業の前提に関する注記の解消を経て、金融機関からの借入れ等で確保する計画

①と③はいずれも約24億円ですが、①は本第三者割当により調達する資金の総額、③は事業計画上の月間の取扱規模（必要な取引資金）であり、性質の異なる金額です。①のうち取引資金に充当するのは②であり、本新株式による手取金の残額は、経営基盤の維持・強化、オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証、営業・導入支援並びに発行諸費用に充当します（上記イ.及び下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」参照）。③は②と④の合計です。本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、②のうち本新株予約権による資金は確保されたものではありません。

エ．事業連携を伴う資本参加

当社は、坂元政弘氏による事業再建への支援及びSuperX Industriesとの事業連携を通じ、BUIDL事業の案件獲得及び提供範囲の拡大を図ります。当社が培ってきたAI・ブロックチェーン領域の技術的知見、顧客の課題を事業案件に組み立てる能力並びに開発・導入を推進するプロジェクトマネジメントを、各協業先の事業基盤及び専門性と組み合わせます。SuperX Industriesとの連携では、同社の計算資源に関する技術・サービス及び供給体制を、当社が組成する顧客案件に

活用することにより、同社にとっての販売・導入機会と、当社にとっての計算資源の利用サービスの販売、開発・導入支援及び案件全体の進行管理に係る収益機会の拡大を図ります。古川鵬程氏はSuperX IndustriesのDCインフラ開発部 GPUサーバー販売 日本統括営業部長です。SuperX Industriesの方針により、同社ではなく、同社の日本における営業を統括し、当社との事業連携に関与する同氏が、本第三者割当に個人として参加します。その経緯は下記「６．割当予定先の選定理由等（２）割当予定先を選定した理由」に記載しております。当社は両氏からの資本受入れと事業連携を進めます。

計算資源の利用サービスの取引は、当社による仕入・販売を基本とし、資本参加の条件と商品取引の条件を区分して管理します。

（２）資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を採用した理由

本新株式による資金は、経営基盤の維持及び事業開始に先行して必要となる支出に充当するため、払込期日にまとまった金額を受領する方法を採用しました。一方、本新株予約権による資金は、その後の取扱規模の拡大に伴う仕入・運転資金に充当する計画であり、権利行使により資金が入金された範囲で追加取引を進めます。このように、資金を必要とする段階と受領方法を区分して組み合わせたものです。他の方法との比較及び行使されない場合の取扱いは、下記「（４）」に記載しております。

各割当予定先は、本新株式を中長期保有目的、本新株予約権を純投資目的で取得します。当社は、資金の確保と事業面の協力を通じて収益基盤の再構築を図ります。選定の経緯及び保有方針は、下記「６．割当予定先の選定理由等」に記載しております。

（３）資金調達方法の概要

本新株式13,768,100株を１株69円で、本新株予約権208,063個を１個69円で発行することを決定しました。払込期日に受領する金額及び全行使時の調達額は、上記「１．募集の概要」のとおりです。

本新株式の払込金額及び本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の前営業日までの直前３か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値から30％ディスカウントした金額を基準として、割当予定先と協議し、決定しました。本新株予約権の行使期間は、2026年12月26日から2029年12月25日までの３年間です。

本新株予約権の目的となる株式数は20,806,300株であり、本新株式と合計した株式数は34,574,400株、議決権数は345,744個です。2026年10月20日現在の総議決権数185,696個に対する希薄化率は186.19％です。既存新株予約権の取得・消却及び条件調整を含めた希薄化率の取扱いは、下記「９．企業行動規範上の手続き」及び「12．第16回及び第17回新株予約権の一部取得及び消却等」に記載しております。

（４）資金調達方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由

本新株式の発行と本新株予約権の発行では、資金を受領できる時期及び確実性が異なります。経営基盤の維持、開発・検証、顧客開拓及び初期の仕入れに必要な支出については、払込期日に資金を受領する本新株式による調達を充てる構成としました。これに対し、取扱数量の増加に伴って生じる追加の仕入・運転資金については、本新株予約権の行使による入金額と販売代金の回収額に応じて取引規模を拡大する構成としました。全額を新株式で調達する方法は、払込みが行われた場合には当初から必要資金を確保できる点で、行使コミットメントのない新株予約権を組み合わせる方法より調達の確実性に優れます。一方、事業開始時に全額に対応する株式が発行され、取引拡大の進捗にかかわらず希薄化が生じます。本新株予約権を組み合わせる方法では、行使された範囲で追加の資金受領と株式発行が生じますが、発行時点から潜在的な希薄化の負担が生じ、全数が行使された場合の希薄化の規模を小さくするものではありません。また、追加資金が必要となった時点で改めて第三者割当を行う方法では、その時点の引受先の確保、条件協議及び発行手続が必要となります。当社は旧経営陣による取引等を通じて事業の大部分を失い、事業を一から再建している段階にあることから、事業の立上げに必要な資金を早期にまとめて確保する必要があるほか、少人数で運営しているため、資金調達を複数回に分けて実施するための管理部門の体制にも限りがあります。なお、当社は第16回新株予約権のうち40,000個を取得・消却の対象とせずに残しております。同新株予約権の行使価額は250円であり、本新株予約権の行使価額69円を上回るため、株価が上昇して行使された場合には、同じ金額をより少ない株式数で調達でき、希薄化の影響を抑えることができます。当社は必要な資金のすべてを本第三者割当で賄うのではなく、段階的に資金を調達する余地を残しております。当社は、当面の事業運営及び事業開始に必要な資金の確保と、その後の資金調達手段の設定を併せて行う構成を採用しました。ただし、本新株予約権をあらかじめ発行しても、必要な時期及び金額の行使は保証されません。未入金の行使代金を前提とした支払義務を負わず、確保済み資金及び販売代金の回収状況に応じて追加取引の規模及び実施時期を管理します。調達予定総額の全額を本新株式で調達した場合には、本新株予約権の目的となる株式に相当する株式も払込期日に発行することとなり、合計で186.1

9%の希薄化が払込期日に直ちに生じます。本新株式と本新株予約権を組み合わせることにより、払込期日に生じる希薄化は本新株式に係る74.14%となり、本新株予約権に係る希薄化は行使された範囲で生じます。事業の進捗に照らして追加資金を要しない場合には、下記「（５）本新株予約権の特徴」の「② 取得条項」に記載のとおり、残存する本新株予約権を取得し、潜在的な希薄化を解消することができます。

（５）本新株予約権の特徴

具体的な条件は、別紙１「株式会社HODL1第18回新株予約権発行要項」のとおりです。本新株予約権は純投資目的で引き受けられ、行使コミットメント、当社による行使指示又は行使停止等の特約は設けません。そのため、早期又は全数の行使は確約されておりません。行使は１個単位とし、１個の一部を行使することはできませんが、保有する全個数を一度に行使する必要はありません。

［本新株予約権のメリット］

① 行使価額及び対象株式数の固定

行使価額は１株69円、目的株式数は20,806,300株とし、市場株価の変動のみを理由とする修正は行いません。ただし、株式分割、併合及び時価を下回る株式等の発行その他の所定の事由により、別紙１第９項及び第13項に従って調整されます。

② 取得条項

2027年６月23日以降、取締役会の決議及び取得日の20取引日前までの通知により、残存する本新株予約権の全部を１個当たりの払込金額と同額で取得できます。資金需要又は資本政策の変更に応じ、将来の権利行使に伴う株式発行を抑制することができます。

組織再編、監理銘柄・特別注意銘柄・整理銘柄への指定又は上場廃止に伴う取得については、別紙１第16項に定めます。

③ 譲渡制限

本買取契約により、第三者への譲渡には当社取締役会の事前承認を要し、契約上の地位及び権利義務を譲受人に承継させる旨を定めます。承認に当たっては、譲渡先の実態、払込原資及び保有方針等を確認します。

［本新株予約権のデメリット］

① 既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権が全て行使された場合、当初条件では20,806,300株が交付されます。本新株式の発行と併せ、既存株主の持分に希薄化が生じます。各割当予定先は本新株式を中長期保有目的、本新株予約権を純投資目的で取得します。本新株式及び本新株予約権の行使により取得する普通株式について契約上の売却制限は設けないため、将来の株式売却による市場への影響は生じ得ます。

② 当初に満額の資金調達ができないこと

本新株予約権の行使による資金は、割当先による権利行使があって初めて払い込まれます。株価が行使価額を下回る場合等には行使が進まない可能性があり、行使状況、権利の失効又は取得・消却により、予定した調達額を下回る場合や行使による調達額が０円となる場合があります。本新株式による払込資金と区分して資金計画を管理する必要があります。このため、当社の資金計画は本新株予約権の行使を前提とせず、本新株式による資金で事業運営とAIインフラ事業に係る取引の開始を賄う内容としております。本新株予約権による最大調達額は事業計画の前提ではなく、取扱規模を拡大する場合の資金の上限として位置付け、行使が進まない場合には、確保済み資金及び回収済み資金の範囲で取引を行い、取扱規模を拡大する時期及び規模を調整します。

③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

本資金調達は特定の割当予定先に対する第三者割当であるため、公募によって広く不特定多数の投資家から資金調達を募る場合と同様の投資家層の拡大は見込めません。

［他の資金調達方法との比較］

調達の確実性、所要期間、費用、返済負担及び既存株主への影響を踏まえ、他の資金調達方法を比較検討した結果、本新株式と本新株予約権を組み合わせる方法が合理的と判断しました。

① 新株式発行による増資

（a）公募増資：主幹事証券会社の選定、引受審査及び募集手続に時間と費用を要します。当社の財務状況、必要資金の受領時期及び事業連携の目的を踏まえ、各割当予定先との協議の結果、本第三者割当による調達が適切と判断しました。

（b）株主割当増資：既存株主に引受機会を提供できますが、応募率が不透明であり、必要額を必要な時期に確保できない可能性があります。事業資金の確保と協業体制の構築を目的として、本件では第三者割当を選択しました。

（c）第三者割当による新株式のみの発行：払込期日に全額を受領できるため、必要資金を確保する確実性は最も高い方法であり、当社も当初は新株式のみによる調達を検討しました。しかし、最大調達総額2,399,989,947円を新株式のみで調達するには、各割当予定先が払込期日に同額を払い込む必要があり、各割当予定先からは、全額を新株式で引き受けることは困難である旨の回答を受けました。払込期日に払い込める範囲で新株式のみを発行する方法では、当社が2025年10月に株式会社a’gilに対して実施した新株式のみの第三者割当（調達額199,984,000円）と同様に、新たな事業の開始と拡大に必要な資金を確保できません。同増資による資金は事業開発費及び運転資金等に充当しましたが、調達額が十分でなく、新たな事業を開始するには至りませんでした。一方、2026年５月に発行した第16回及び第17回新株予約権は、新株予約権のみによる調達でしたが、発行後の株価が行使価額（第16回250円、第17回400円）を下回って推移したため行使されず、当社は行使による資金を受領できませんでした。当社は、これらの経験を踏まえ、払込期日に確実に受領する本新株式と、取扱規模の拡大に応じて受領する本新株予約権を組み合わせました。本新株予約権の行使価額は、本新株式の払込金額と同じく市場株価を基礎として30%を割り引いた69円とし、行使の確実性を高めることを重視しております。ただし、行使の時期及び数量は割当予定先の判断に委ねられ、行使は保証されません。

② ＣＢ（転換社債型新株予約権付社債）

発行時に資金を確保できる一方、転換が進まない場合には償還資金が必要となります。収益基盤を再構築する当社の将来の返済負担を考慮し、本件では採用しておりません。転換価額修正条項付の方式についても、株価下落時の交付株式数の増加等を踏まえ、採用しておりません。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

コミットメント型では引受証券会社の確保及び条件調整が必要となり、ノンコミットメント型では行使状況により調達額が左右されます。当社の財務状況、利用可能性、実施期間及び費用を考慮し、本件では採用しておりません。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

当社は、第16回及び第17回新株予約権の行使が進まなかった2026年５月下旬以降、国内外の複数の金融機関に対し、借入れ及び社債による運転資金の調達を打診しました。しかしながら、

当社に継続企業の前提に関する注記が付されていること、旧経営陣による取引等に係る民事訴訟が係属していること及び担保として提供できる資産が乏しいことから、いずれの金融機関からも融資及び社債の引受けは難しいとの回答を受けており、現状、金融機関から利用可能な融資枠はありません。役員からの融資枠は当面の資金繰りを補完するものであり、当該融資枠を超える追加の融資は見込めません。また、事業再構築に必要な資金を負債性資金のみで賄うことは、返済負担及び財務健全性への影響が大きいと判断しました。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

市場株価の下落時には１株当たりの調達額が減少し、予定額を調達できない可能性があります。本件では、当初の行使価額及び目的株式数を明示し、所定の調整事由を除き固定する方式を採用しました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①　払込金額の総額	2,399,989,947円
（内訳）	
（ア）　本新株式による調達額	949,998,900円
（イ）　本新株予約権の発行	14,356,347円
（ウ）　本新株予約権の行使	1,435,634,700円
②　発行諸費用の概算額	17,786,000円
③差引手取概算額	2,382,203,947円

（注）１．本新株予約権による調達額は、全てが当初行使価額１株69円で行使される前提です。未行使、取得・消却又は行使価額の調整等により、調達総額及び差引手取概算額は変動します。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の内訳は、臨時株主総会開催費用4,934,000円、弁護士等の専門家費用4,500,000円、新株及び新株予約権の評価費用4,000,000円、有価証券届出書作成費用1,512,000円、割当先調査費用900,000円、登記関連費用1,900,000円及びその他40,000円です。各費用は概算です。第16回及び第17回新株予約権の取得対価合計20,880,000円並びに両回の取得・消却に伴う費用は含めておらず、下記「12．第16回及び第17回新株予約権の一部取得及び消却等」に記載します。

４．発行諸費用は本新株式による払込金から充当し、本新株式の手取額932,212,900円と本新株予約権による最大調達額1,449,991,047円を、以下の事業資金に充当します。

（２）調達する資金の具体的な使途

〈本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途〉

具体的な使途	充当予定額（円）	支出予定時期
① 経営基盤の維持・強化	240,012,900	2026年12月25日～2028年６月24日
② BUIDL事業のAIインフラ事業及びその他の開発・導入支援	512,200,000	2026年12月25日～2028年６月24日
③ BUIDL事業のオンチェーン金融及びAI関連サービスに係る開発・検証	180,000,000	2026年12月25日～2028年６月24日
事業資金小計（差引手取額）	932,212,900（端数調整額12,900円を経営基盤の維持・強化費用に含みます。）	―
④ 本第三者割当に係る発行諸費用	17,786,000	関連手続の実施に応じ順次
合計（新株式による払込金額）	949,998,900	―

ア　経営基盤の維持・強化

当社は、既存事業の収益改善及び新規事業の立上げを進める間も、上場会社として必要な経営管理機能を継続して遂行するため、本新株式による手取金のうち240,012,900円を経営基盤の維持・強化費用に充当することを決定しました。

具体的な内訳は、人件費75,000,000円、オフィス家賃12,500,000円、社内システム・通信費16,000,000円、保険料・旅費・備品費52,212,900円、監査・会計支援費42,000,000円、法務・開示支援費12,000,000円、証券代行費用12,400,000円、上場維持・株主総会費用17,900,000円であります。支出期間は、2026年12月25日から2028年６月24日までであります。

前回までの増資資金の使途として経営基盤強化費用が対象としていた管理体制の維持・強化という目的を引き継ぎ、今回は本新株式による手取金を原資として必要な費用に充当することを決定しました。予算と実績を費目別に管理し、事業専任の開発・営業担当者の費用は、以下のBUIDL事業費用に区分します。

イ　BUIDL事業のAIインフラ事業及びその他の開発・導入支援

当社は、AIインフラ事業に412.2百万円、オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証に180百万円、営業・導入支援に100百万円の合計692.2百万円を充当することを決定しました。各費用を区分し、同一の支出への重複充当は行いません。支出期間は2026年12月25日から2028年６月24日までです。

今回のAIインフラ事業は、外部事業者がGPUにより提供する計算資源の利用サービス（以下「AIトークン」といいます。）及びGPUサーバー（以下、AIトークンと併せて「AI計算資源」といいます。）を当社が仕入れ、AI事業者等の顧客に販売する業務です。具体的には、建設中のデータセンターに納入するGPUサーバーの仕入・販売、稼働中のデータセンターで一定期間使用されたGPUサーバーの仕入・再販売、及びデータセンターの稼働により生成されるAIトークンを仕入れ、その利用枠を顧客に販売する取引の３つを想定しております。供給側がAI計算資源を提供し、当社が顧客開拓、顧客の利用要件に応じた提案、仕入条件の調整、顧客との利用契約及び導入支援を担うことを、「供給・販売の商流」として想定しております。当社の当初の資金使途は、AI計算資源の仕入れから販売代金の回収までの資金負担であり、当社が自ら保有・運用するためのGPUサーバー又はデータセンター設備の取得費用は含めておりません。取引の対象とするAI計算資源の種類及び取引形態は、案件ごとに定めます。個別取引の数量、価格、提供期間及び決済条件は、顧客需要及び取引先との協議に応じて定めます。

当該業務は、2027年１月以降の開始を前提として事業計画を決定しました。既存のAI経営管理エージェント事業とは別の業務です。当社は、既存のAI・ブロックチェーンの開発及び導入支援で行ってきた顧客要件の整理とプロジェクト管理を、AI計算資源の提案及び顧客への導入支援に活用する方針です。計算資源の供給側が担う専門的な業務と、当社が担う顧客対応及び導入支援の業務を区分して進めます。また、当社は、AI経営管理エージェント等のAI関連サービスの提供を通じて、中小企業を含む顧客の業務、データ管理及び計算環境を把握する立場にあります。これらの顧客に生じる計算基盤の調達需要に対してAI計算資源を提案することにより、既存事業の顧客との取引をAIインフラ事業の販売機会につなげる方針です。

AIインフラ事業への配分額412,200,000円は、本新株式による手取金を原資として、AI計算資源の取引において、当社が仕入代金を支払ってから顧客より販売代金を回収するまでの間に仕入代金を立て替えるための資金（以下「取引資金」といいます。）に充当します。当社が受注でき

る取引の規模は、取引資金の額に制約されます。計算資源の供給者には当社を通じた販売を求める事業者が多く、顧客の利用需要も拡大していることから、当社は、取引資金を確保した範囲で受注を行い、取引規模を拡大していく方針です。412,200,000円は、取引開始時に当社が受注できる取引の仕入代金の上限を画する額です。当社は、本新株式による手取金932,212,900円を、事業運営の継続に必要な経営基盤の維持・強化（240,012,900円）、オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証（180,000,000円）並びに営業・導入支援（100,000,000円）に配分したうえで、残る412,200,000円をAIインフラ事業の取引資金としました。AI計算資源の取引は、GPUサーバーの台数やAIトークンの利用量に応じて取引の単位を定めるため、取引資金の額に応じた規模で取引を開始できます。資金計画上は、発注から納品までを同月内とし、仕入先に発注時に仕入代金の50%、納品時に残り50%を支払い、顧客からは当社による納品の１か月後に販売代金を回収する前提としております。この前提では、取引資金は月間仕入額の１か月分が必要となり、412,200,000円は月間仕入額412,200,000円の取引に対応します。これらの支払・回収条件は資金計画上の前提であり、個別契約で合意済みの条件とは区別しております。計算資源の利用サービスの販売は、仕入額に対する売上総利益の割合は小さいものの、取引資金を毎月回収して後続の仕入れに再投入するため、取引資金の額に応じた売上総利益を毎月得ることができます。本新株式による資金のみでも、開発事業の受注の拡大とあわせて営業損益の黒字化が可能な計画ですが、利益の水準はまだ小さく、中期経営計画で掲げた2028年10月期の営業利益の目標の達成は困難です。当社は、本新株予約権の行使による資金で取引規模を拡大し、営業損益の本格的な黒字化を図ります。また、本新株予約権が行使されない場合でも、本新株式による手取金により、2028年６月までの事業運営に必要な資金を確保できる計画です。本第三者割当は、2026年４月30日に公表した中期経営計画「HODL & BUIDL 2028」で掲げた2028年10月期の営業利益の目標の達成に向けた第一段階と位置付けております。当社は、本新株式による資金で事業運営を継続しつつAIインフラ事業の取引を開始して2027年10月期の営業損益の黒字化を目指し、本新株予約権の行使による資金で取引規模を拡大して、営業損益の本格的な黒字化と継続企業の前提に関する注記の解消を目指します。本新株予約権の行使の時期及び金額は割当予定先の判断によるため、当社は、行使が段階的に進むことを前提に計画しております。2028年10月期以降は、当該目標の達成に必要な取引資金のうち、本新株予約権の行使による資金で不足する額を、金融機関からの借入れ等の外部からの調達により確保する方針です。継続企業の前提に関する注記の解消は、借入れによる調達の条件の改善につながるものと考えております。当社は、本第三者割当の後は、借入れ等と事業から生み出す資金を主な財源として取引規模の拡大を図り、当該目標の達

成を目指す方針です。本第三者割当の調達規模は、当該目標に向けて取引規模を拡大するために必要な資金の水準を踏まえて定めたものです。また、第16回新株予約権の残存分が行使された場合には、その資金を取引資金に充当することを検討いたします。当該資金は借入れ等に上乗せするものであり、当該目標の達成の前提とはしておりません。第16回新株予約権の資金を取引資金に充当する場合には、資金使途の変更として開示いたします。事業の構成は中期経営計画の策定時から変わりますが、当該目標は株主の皆様との約束です。当社は、株主の皆様との約束を守るため、本第三者割当を実施いたします。

当社は、取引の開始時点では、当社の取引資金の額が受注できる取引の規模を制約する要因になると考えております。国内では、AI向けのデータセンターの構築需要が高まっております。GPUサーバーについては一次販売と、大規模にGPUサーバーを運用している事業者が運用中のGPUサーバーの再販売の双方の需要があり、AIトークンについても、運用中のGPUサーバーで生成されるAIトークンの販売を当社に委ねたいとの意向が示されております。取引の対象と規模は、当社、SuperX Industries及び相手先の３社間で協議を進め、ビジネススキームを組み上げている段階であり、本新株式の払込み後の2027年１月から取引を開始することを前提としております。現時点で契約を締結した取引はなく、上記の需要は、協議の過程で示された意向等に基づく当社の見込みであり、確定した受注額を積み上げたものではありません。仕入代金を立て替える資金を確保していない段階では契約の締結に至ることができないため、当社は、本新株式による取引資金412,200,000円を取引開始時から仕入代金の立替えに充て、確保した資金の範囲で受注を確定していく計画です。

当社は、AI・ブロックチェーン領域で培ってきた技術的知見及びプロジェクト遂行能力を活用し、顧客の業務課題及び計算基盤に関する需要を具体的な案件に組み立てます。顧客要件の整理、必要な製品・技術・事業パートナーの選定、開発・導入の調整及び案件全体の進行管理を当社が担い、計算資源の利用サービスの提供と顧客への導入支援を一体的に提案することで、案件ごとの受託範囲及び収益機会を拡大いたします。2026年11月24日付「SuperX Industries株式会社との業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ」において公表した同社との業務提携は、この案件遂行体制を拡充するものであります。SuperX Industriesは、当社による顧客開拓、要件の具体化及び案件の進行管理を通じて、同社の製品・技術・サービスの販売及び導入機会を広げることができ、当社は、同社の計算資源に関する技術・サービス及び供給体制を活用して顧客に提供する業務の範囲を拡大いたします。当社は、案件ごとの顧客要件に応じ、SuperX Industriesを含む複数の事業者を選定の対象として、必要な計算資源の利用サービス及び導入支援を組み合わせ

ます。調達先及び取引内容は、品質、価格、納期、支援体制並びに案件の採算性及び資金回収条件を総合的に勘案し、当社が決定いたします。当社は、計算資源の利用サービスの販売差益並びに開発・導入支援及び案件の進行管理に係る対価を収益獲得の基礎といたします。個別案件の取引条件は、各当事者が担う業務、提供する商品・サービス及び負担するリスクを踏まえて定めます。

販売代金を回収した資金は後続の取引の仕入代金に充当するため、取引資金は取引の継続に伴い繰り返し利用されます。一方、先行する取引の代金回収前に次の取引の仕入代金を支払う場合には、複数の取引の立替えが重なります。このため、月間の売上原価又は仕入代金のみをもって必要運転資金とせず、取引ごとの発注、仕入代金の支払、納品及び販売代金の回収の時期を対応させ、未回収の取引と新規取引を合わせた資金負担を管理します。顧客からの前受金は資金計画に見込まず、販売代金の回収額と確保済み資金の範囲で後続取引の仕入れを行う方針です。仕入れは、顧客からの受注又は具体的な需要を確認してから行います。顧客から前受金を受領できる場合には、資金負担及び信用リスクの軽減に活用します。

当社は、SuperX Industries株式会社との事業連携において、計算資源の供給側の知見と、顧客開拓、提案及び導入支援等の当社の役割を組み合わせる方針です。業務提携と個別の仕入・販売に関する条件は区分して取り扱います。同社との間に、当社による最低購入保証、独占的な取引その他、当社が同社以外の取引先と取引することを制限する合意はなく、今後も設ける予定はありません。

ウ　BUIDL事業のオンチェーン金融及びAI関連サービスに係る開発・検証

オンチェーン金融及びAI関連サービスの開発・検証費用は合計180,000,000円であり、AIインフラ事業に係る計算資源の利用サービスの仕入・販売に必要な営業・導入支援等の費用と区分して管理しております。

開発体制は、社員採用及び外部への業務委託を組み合わせ、4件以上の開発・導入案件に対応する体制としております。受注及び開発規模に応じて必要な人員を確保し、案件別の必要人数、開発期間及び工数を基礎として、候補者・委託先との単価協議及び必要な開発・検証作業を踏まえて費用を算定しております。PM・エンジニア費用は、社員の給与及び会社負担の法定福利費等並びに業務委託費を対象とし、要件、進捗及び成果物を管理する体制の確保に充当いたします。クラウド・GPU利用費及び外部検証費は、想定使用量、利用期間、利用単価並びに外部検証の

対象及び範囲を基礎とする予算額であります。社員と委託先の担当範囲を案件ごとに整理し、要件定義、開発、導入及び検証の各工程に必要な体制を確保いたします。

営業・導入支援費用100,000,000円の内訳は、営業・顧客導入担当者の費用54,000,000円、広告宣伝・イベント・コンテンツ制作費36,000,000円及び外部による導入支援・研修費10,000,000円であります。

これらの費用は、案件の獲得、開発・納入及び回収の進捗に応じて執行します。2026年12月25日から2028年６月24日までの支出期間は、初期案件の実行と事業運営体制の整備に必要な期間を踏まえたものです。

〈本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途〉

具体的な使途	充当予定額（円）	支出予定時期
AIインフラ整備・案件組成に係る資金	1,449,991,047	2026年12月～2029年12月
合計	1,449,991,047	

本新株予約権の発行及び行使による最大調達額1,449,991,047円は、AI計算資源の取扱規模の拡大に伴う追加の仕入・運転資金に充当する計画です。本新株式による取引資金412,200,000円と合わせた資金額は、全額を調達できた場合に1,862,191,047円となります。この金額は、初期資金と本新株予約権による最大調達額を合計した取引資金の上限であり、同額の受注又は契約上の支払義務が確定していることを示すものではありません。追加資金の使用に当たっては、後続案件の仕入代金から販売代金の回収額等を踏まえた資金負担を把握し、初期資金と同じ支出に重複して充当しないよう管理します。AI計算資源の取引では、当社が仕入代金を支払ってから顧客より販売代金を回収するまでの間、仕入代金を立て替える必要があるため、当社が受注できる取引の規模は、立替えに充てることのできる取引資金の額に制約されます。資金計画上の支払・回収条件では取引資金は月間仕入額の１か月分が必要となるため、本新株式による取引資金412,200,000円では月間仕入額412,200,000円の取引が上限となり、本新株予約権が全て行使された場合には、行使による払込額1,435,634,700円を加えて、月間仕入額を最大1,847,834,700円まで拡大できる計算です。本新株式による取引資金412,200,000円で取引を開始した後、本新株予約権の行使により資金が増加するに従って、受注できる取引の規模が拡大し、先行する取引の代金回収を待たずに後続の取引を受注することも可能となります。これにより、手元資金の制約で顧客需要に応じた取引機会を逃すことを避け、取扱規模の拡大を通じて売上及び収益の拡大を図ります。本新株予約権による調達額は、上記「２．（１）ウ．本資金調達の資金使途及び調達額の考え方」

に記載の事業計画に基づき、各割当予定先との協議により定めたものであり、確定した受注額又は支払義務を積み上げたものではありません。取引の数量、単価及び実行時期は顧客及び仕入先との個別契約により定まるものであり、本新株予約権の行使が進まない場合には、確保済み資金及び回収済み資金の範囲で取引を行います。

当社は、本新株式による手取金を用いて初期取引を開始し、販売代金の回収資金を後続の仕入れに再利用する計画です。その上で、顧客需要の拡大により、仕入代金の支払から販売代金の回収までの資金負担が確保済み資金を上回る場合に、本新株予約権の発行及び行使による入金額の範囲で追加の仕入れを行います。取扱規模は、顧客との契約状況、供給条件及び実際の入金・回収状況に応じて定めます。

追加取引の実施時期は、実際の入金額、顧客との契約状況及び市場環境に応じて見直すことがあります。AIインフラ事業以外への充当その他資金使途に重要な変更が生じる場合には、必要な決議を行った上で速やかに開示いたします。当社は、データセンター設備を保有せず、AI計算資源の仕入・販売から事業を開始することとしました。多額の設備投資を先行させることなく、仕入・販売による収益を先に積み上げるためです。データセンター設備の保有・運用への関与は、顧客との利用契約、投資採算、資金調達及び運営体制が整った案件ごとに判断する段階的な進め方とし、その場合に必要となる資金は、案件ごとに、SPC（特別目的会社）への出資又は貸付の要否、外部投資家又はファンドの活用等を含めて判断します。

未充当資金の管理及び調達不足時の対応

未充当資金は金融機関の口座で管理します。資金使途を変更する場合には、必要な決議及び開示を行います。

既存事業の収益改善までの事業運営及び経営管理体制の維持並びにAIインフラ事業の立上げに必要な支出は、本新株式による手取金を原資として実行する方針を決定しました。本新株予約権による調達資金は、実際の入金額、案件の採算性及び資金回収状況に応じて、取引規模の拡大に充当いたします。行使による調達額が計画を下回る場合には、追加案件の着手又は取引規模の拡大を縮小・延期し、既に締結した契約に基づく支払及び事業運営に必要な支出を優先いたします。未入金の行使代金を支出可能な資金として扱わず、確保済み資金の範囲で支出規模及び実行時期を管理いたします。

４．資金使途の合理性に関する考え方

上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」への取組により、当社の安定収益の確保及び企業価値の向上とともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。本第三者割当により、当社は事業の継続に必要な資金を確保するとともに、割当予定先の協力を得てSuperX Industriesとの事業連携を進め、AIインフラ事業の取引を開始し、その規模を拡大してまいります。当社は、当該資金使途が売上及び利益の向上並びに安定した業績の拡大に寄与すると考え、合理的であると判断しました。

５．発行条件等の合理性

（１）発行条件が合理的であると判断した根拠

① 本新株式の払込金額の算定根拠

当社は、坂元政弘氏とは2026年７月３日、古川鵬程氏とは同年８月20日以降の協議記録に基づき、各割当予定先との引受条件の協議を進めました。各割当予定先との協議及び当社による検討を踏まえ、本新株式の払込金額を１株当たり69円と決定しました。決定に至る経緯は以下のとおりです。

ア　有利発行による資金調達の必要性

当社は、既存株主への影響を抑える観点から、有利発行によらない条件での資金調達の可能性を含め、払込金額及び調達方法を検討してまいりました。当社は、2021年10月期以降、2022年10月期を除き、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、2026年10月期中間期にも各損失を計上しております。また、2025年の子会社群の流出及び主要な事業子会社の連結除外により収益基盤が縮小し、再構築途上にあります。2026年４月30日付「第三者割当により発行される第16回新株予約権及び第17回新株予約権の募集に関するお知らせ」の開示前である同年４月28日の終値255円から同年６月30日の終値105円まで58.82％下落するなど株価が変動していることに加え、継続企業の前提に関する注記が付されている状況にあります。これらの財務状況、事業再構築に伴う不確実性及び各割当予定先が負担するリスクを踏まえて協議した結果、当社は、有利発行によらない条件で事業の継続に必要な資金及び事業の成長に必要な資金を確保することは困難であると判断しました。

イ　割当予定先との協議及び価格決定の経緯

当社は、第16回及び第17回新株予約権の行使が見込みにくくなった2026年６月後半から、資金の確保だけでなく、当社の技術的知見とプロジェクトマネジメント能力を活かせる事業連携を伴

う資金調達を目指し、エネルギー関連事業及びAIインフラ関連事業を営む事業会社を含む複数の事業会社及び投資家と、幅広い可能性を視野に入れて協議を重ねてまいりました。しかしながら、協議先の中で新株式による出資の意向を示した先はわずかでした。出資の意向を示した先の中にも、当社の事業成長に資する事業連携が見込めないと当社が判断した先があったほか、当社との事業上の相乗効果ではなく、当社の株価が１株当たり純資産額の10倍程度の水準で推移していることや、訴訟による資産の回復に時間を要し、回復できる金額も確定していないことを指摘し、市場価格から50%以上の割引を求める先もありました。金融機関にも2026年５月下旬以降に借入れ及び社債による調達を打診しましたが、融資及び社債の引受けは難しいとの回答を受けております（上記「２．（５）」の「④ 借入・社債・劣後債による資金調達」参照）。

こうした協議を進める中で、当社は、2026年７月に坂元政弘氏と、同年８月には、同年５月に同氏から紹介を受けていた古川鵬程氏及び同氏が日本における営業を統括するSuperX Industriesと、出資に関する協議を始めました。当社は、まず有利発行に該当しない条件での引受けを、SuperX Industries株式会社及び株式会社a’gilに打診しました。協議の過程で、各社の投資方針等を踏まえ、坂元政弘氏及び古川鵬程氏が個人として引き受ける方向となりました（下記「６．（２）割当予定先を選定した理由」参照）。その後の協議において、割当予定先からは、市場価格からの割引を求める提案がありました。割当予定先は、引受けに当たってのリスクとして、当社に継続企業の前提に関する注記が付されていること、引き受ける株式数が多く取得株式の売却に時間を要すること、並びに子会社群の流出と主要な事業子会社の連結除外により収益基盤が縮小した当社の状況から株価の変動が非常に大きいことを挙げました。当社は10%の割引を対案として提示しましたが、当社の株価は過去に１日で10%を超えて変動することがあり、10%の割引では取締役会決議日から払込期日までの株価変動に耐えられないとして、割当予定先の合意は得られませんでした。協議の結果、坂元政弘氏とは2026年９月10日、古川鵬程氏とは同年９月24日の協議において、直近１か月平均から30%を割り引く条件で合意しました。この30%の割引は、50%以上の割引を求められたそれまでの協議と比べて最も有利な条件であり、引受金額についても当社の必要とする規模で合意することができました。古川鵬程氏はSuperX Industriesとともに当社のAI・ブロックチェーン領域の技術的知見及びプロジェクトマネジメント能力を評価したうえで、坂元政弘氏は当社の事業再建を中長期的に支援する立場から、それぞれこの条件に合意しております。その後、割当予定先から、価格算定の基準期間を３か月とする提案がありました。当社が当事者となっている裁判手続の進行によって短期間に株価が大きく変動するおそれがあり、基準期間を１か月とするとその影響を強く受けるためです。当社もこれを妥当と判断し、基準期間を３か月としました。当社は、割当予定先の要求のみを根拠とせず、資金調達の必要性、他の調達方法との比較、第三者評価及び既存株主への希薄化の影響を踏まえて発行条件を判断しました。純資産額を単純に株式数で除した約13.11円は帳簿上の参考値であり、普通株式の価値算定結果とは区別しております。訴訟による資産回復は金額及び時期が不確実であり、確定的な回収を価格決定の前提とはしておりません。

ウ　第三者評価による株式価値との比較

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による2026年11月20日付の株式価値算定書を取得しました（評価基準日は、市場株価法が2026年11月20日、DCF法が2026年７月31日）。普通株

式の評価はDCF法及び市場株価法によるものであり、評価基準日及び事業計画等の前提に基づく算定結果と、市場株価を基礎とする発行条件を区分しております。同算定書では、DCF法による１株当たりの株式価値は3.16円から3.86円、中心値3.51円、市場株価法による１株当たりの株式価値は97円から119円とされております。DCF法による算定は、本新株予約権の行使及び金融機関からの借入れを含まない事業計画を基礎としており、また、当社が当事者となっている訴訟による回収額及び訴訟の結果の影響を織り込んでおりません。当社株式の市場株価には、これらを含む様々な要因が反映されているものと考えられることから、当社は、本新株式の払込金額を市場株価を基準として決定しております。本新株式の払込金額69円は、DCF法の算定結果を上回り、市場株価法の算定結果を下回ります。当社は、上記の財務状況、事業再構築に伴う不確実性、訴訟による回収の不確実性及び割当予定先との交渉内容を踏まえ、市場株価法の算定結果を下回る払込金額であっても、必要な規模の引受けを確保するためには、上記の算定基準による払込金額とすることが合理的であると判断しました。普通株式の評価と、新株予約権自体のモンテカルロ・シミュレーションによる評価は区別しております。

市場株価を基礎とする発行価格の採用理由は以下のとおりです。当社は、経営基盤の維持及びAIトークン取引の開始に必要な資金の確保、他の調達方法との比較並びに割当予定先との交渉内容を踏まえ、市場株価を基礎とする発行条件を採用しました。割当予定先の要求のみを理由とするものではなく、第三者評価及び既存株主への希薄化の影響を併せて判断するものです。

当社は、公募増資、株主割当増資、ライツ・イシュー、借入及び社債等についても、調達の確実性、実施に要する期間、費用及び返済負担を比較検討しました。その結果、現状の財務状況と必要資金の受領時期を踏まえると、これらの方法のみで必要額を確保することは困難であると判断しました。また、今回の割当予定先は、資金提供に加え、当社が事業再建の過程で蓄積してきたAI・ブロックチェーン領域の知見、人材、顧客との接点及び案件遂行能力を、各割当予定先及びその関係先の事業基盤と組み合わせて発展させることが期待できる事業投資家です。当社が顧客開拓、案件組成及びプロジェクトマネジメントを担い、協業先の製品、技術、不動産分野の知見等を活用することで、当社の受託範囲及び収益機会を拡大することを目指しております。当社は、このような事業面での協力と必要資金の確保を一体として進めることが、収益基盤の再構築につながるものと判断しました。

当社は既存事業の再構築による収益化に取り組み、その効果が徐々に出てきておりますが、即効性のある収益化策は見込めず、本第三者割当を実施できなければ会社存続のリスクが具現化します。

以上の検討及び交渉を踏まえ、当社は、ディスカウントによる既存株主への影響を認識した上で、必要資金の確保、事業再建の継続及び事業提携を通じた収益機会の拡大を総合的に勘案し、本第三者割当の条件が現状において合理的であると判断しました。既存株主への負担をできる限

り抑えるよう交渉した結果として、本新株式の払込金額を１株当たり69円とし、有利発行として本株主総会にお諮りすることを決定しました。

エ　市場株価との比較及び算定基準の選択

本新株式の払込金額69円（直前３か月間の終値の単純平均値97.91円から30%を割り引いた68.54円の円未満を切り上げた金額）と決議日前営業日の終値及び各期間平均との乖離率は、下表のとおりです。

本新株式の払込金額及び本新株予約権の行使価額の算定基準は、2026年11月24日の取締役会決議日の前営業日である同年11月20日までの直前３か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値から30%を割り引いた金額です。３か月平均は、単一日又は短期間の株価変動の影響を緩和し、一定期間の市場評価を参照するため、割当予定先との協議を経て採用しました。特定の価格水準を維持するために期間を選択したものではありません。

前営業日の終値及び各期間の平均値との比較は、以下のとおりです。

比較する市場価格	価格	払込金額の乖離率
取締役会決議直前営業日の終値	98円	－29.59%
直前１か月間の終値の単純平均値	97.40円	－29.16%
直前３か月間の終値平均払込金額・行使価額の算定基準	97.91円	－29.53%
直前６か月間の終値平均	119.30円	－42.16%

② 本新株予約権の発行価額及び行使価額

ア　第三者算定機関による新株予約権の評価

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元）に依頼し、モンテカルロ・シミュレーションによる評価報告書を取得しました。

同社は、評価基準日2026年11月20日における当社普通株式の株価98円、当初行使価額69円、ボラティリティ100.97%（2023年９月から2026年10月までの月次株価に基づき年率換算）、配当率0.0%、行使期間2026年12月26日から2029年12月25日まで、無リスク利子率1.969%、市場リスクプレミアム9.5%及び対指数β1.122を前提として評価しました。また、2027年６月23日以

降の任意取得条項、同時に発行する新株式、本新株予約権の行使による希薄化及び株式の売却費用（ブロックトレードによる手数料率6.94%）を考慮しております。

同社による本新株予約権１個当たりの評価額は760円（目的株式１株当たり7.60円）であり、発行価額69円は当該評価額を90.92%下回ることから、特に有利な金額に該当するものとして、本株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。評価額と発行価額との差額の総額は143,771,533円（本新株予約権208,063個分）です。上記は、取締役会決議日の前営業日である2026年11月20日を評価基準日とする評価額であります。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たり、各割当予定先の引受金額（本新株予約権については発行対価及び全行使時の払込額の合計）を前提として発行条件を検討しました。引受金額が一定の下で発行価額を評価額に近づけた場合、引受金額のうち発行時に払い込まれる部分が増え、その分、行使により当社が受領する資金が減少します。当社は、本新株予約権の目的を、行使を通じて事業の進捗に応じた資金を確保することに置いており、行使による調達額を確保することを優先して、発行価額を本新株式の払込金額と同額の１個当たり69円（目的株式１株当たり0.69円）といたしました。この結果、発行価額は評価額を大きく下回り、既存株主の皆様に経済的な影響が生じることを認識しております。このため、当社は、本新株予約権の発行を有利発行として本株主総会の特別決議に付議し、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

新株予約権の最終評価では、評価基準日の株価、行使条件及び期間、取得条項、同時発行株式に伴う希薄化等を前提として取り扱っております。当社は、普通株式の評価及び市場株価に対する30%の割引と、新株予約権自体の評価及び発行価額についての協議を区分しております。割当予定先との発行条件の交渉は、当社の株価及び経営状況、引受金額並びに資金調達の不確実性を踏まえて行いました。

イ　行使価額及び発行価額の決定

当初行使価額は、前記の当社の状況及び割当予定先との交渉を踏まえ、本新株式の払込金額と同じ基準により、１株当たり69円と決定しました。１個当たり100株のため、発行対価69円と全行使時払込額6,900円の合計は6,969円、１株当たりでは69.69円です。第16回及び第17回新株予約権は、行使価額が発行後の株価を上回って推移したため行使されず、当社は行使による資金を受領できませんでした。割当予定先からも、行使できる株価水準で行使価額を設定しなければ、当社が資金を受領できないだけでなく、割当予定先のリスクも高くなるとの意見がありました。

当社は、行使の確実性を高めることを重視し、本新株予約権の行使価額にも本新株式と同じ30%の割引を適用しました。

上記の30%のディスカウントは、普通株式１株当たりの払込金額及び本新株予約権の行使価額について、市場株価を基礎として適用したものです。本新株予約権の発行価額１個当たり69円（目的株式１株当たり0.69円）は、権利自体の取得対価であり、当該30%のディスカウントによって算定したものではありません。その発行条件の合理性については、本新株予約権の実際の発行条件を反映した評価額と比較し、割当予定先との交渉経緯、必要な調達額及び既存株主への経済的影響を踏まえて判断しました。

ウ　有利発行の理由及び既存株主への影響

本新株予約権の発行価額１個当たり69円（目的株式１株当たり0.69円）は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による2026年11月20日を評価基準日とする評価額１個当たり760円（同7.60円）を下回ることから、会社法第238条第３項第２号に定める特に有利な金額に該当するものとして、本株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。評価額と発行価額との差額の総額は143,771,533円（１個当たり691円×208,063個）と試算され、上記評価基準日の評価額を基礎とした既存株主への経済的影響の参考値です。また、本新株予約権が全て行使された場合の希薄化率は112.04%（本新株式と合わせて186.19%）となります。本新株予約権には行使コミットメントがなく、行使による資金調達は株価や割当予定先の判断等に左右され、確実ではありません。当社は、行使がなされない場合でも、本新株式による手取金で当面の事業運営及び初期案件を実行できる計画としております。ただし、本新株式による資金のみでは利益の水準は小さいため、行使による資金を入金の範囲で追加案件に充当して取引規模を拡大し、営業損益の本格的な黒字化を図ります。当社は、これらの既存株主への影響と、行使された場合に最大1,435,634,700円の追加資金を確保し得ることを比較し、本新株予約権を有利発行の条件で発行することが合理的であると判断しました。

（２）本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

区分	株式数	議決権数	今回分の希薄化率
本新株式	13,768,100株	137,681個	74.14%
本新株予約権の目的株式	20,806,300株	208,063個	112.04%
合計	34,574,400株	345,744個	186.19%

上記は、2026年10月20日現在の総株主の議決権数185,696個を分母とする今回分のみの算定です。本新株式の全数払込後に本新株予約権が全て行使された場合、総議決権は531,440個となり、従前の議決権185,696個の割合は34.94%となります。各割合は小数点第３位を四捨五入しており、合計欄は端数処理前の議決権数を用いて算定しております。

当社は、初期資金及び事業拡大資金の必要額、調達時期、代替手段、事業連携の実現可能性並びに既存株主への影響を検討し、発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。上記のとおり、今回分だけでも本新株式及び本新株予約権の全数行使後には従前の議決権の割合が34.94%となるため、調達資金による売上規模の拡大だけでなく、当社に帰属する利益及び営業キャッシュ・フローを増加させ、１株当たりの価値の向上につなげることが必要と認識しております。本第三者割当により、既存株主の皆様には相応の希薄化の影響が生じます。一方で、上記「２．（１）資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当による資金を確保できない場合には当社の事業の継続に支障をきたすおそれがあり、金融機関からの借入れ及び社債による資金調達も困難な状況にあります。また、本第三者割当は当社の技術的知見及びプロジェクトマネジメント能力を評価した割当予定先の協力を得て、SuperX Industriesとの事業連携によりAIインフラ事業を開始するものであり、当社にとって事業を再建する機会となるものです。当社は、中期経営計画で掲げた営業利益の目標を達成し、継続企業の前提に関する注記を解消することが、希薄化後の株式価値の向上につながるものと考えております。当社は、本新株式による資金で事業運営を継続しつつAIインフラ事業の取引を開始し、本新株予約権の行使による資金で取扱規模を拡大して企業価値の向上を図ることが、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しました。資金使途ごとの役割を区分し、案件の採算性及び資金回収を確認しながら執行することにより、収益基盤の再構築及び中長期的な株主価値の向上を図ります。

当社の2026年10月期第３四半期末の現金及び預金は94,097千円、月次の資金支出は約20,000千円であり、手元資金の水準からみて、資本の受入れにより事業運営の資金を確保することが必要な状況にあります。本新株式による手取額は、2028年６月までの経営基盤の維持・強化費用を

賄うとともに、AI計算資源の取引を開始する資金となります。また、本新株式の払込金額69円は、１株当たり純資産額の参考値約13.11円を上回るため、本新株式の払込みにより既存株主の１株当たり純資産額は増加します。当社は、AI計算資源の販売差益並びに開発・導入支援及び案件の進行管理に係る対価により、既存事業と新規事業の収益による連結損益の本格的な黒字化を目標とし、本新株予約権の行使による資金で取引規模を拡大することにより、その実現を図ります。個別取引の数量、単価及び実行時期は顧客との契約により定まるため、事業の進捗は、契約、粗利、回収及び資金残高の実績により開示し、希薄化に見合う企業価値の向上を示してまいります。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概況

各割当予定先の概要及び当社との関係は、別途時点を示す項目を除き、2026年９月30日現在の情報です。個人との関係には、その近親者、本人及び近親者が過半数を所有する会社等並びにその子会社との関係を含みます。

① 坂元　政弘

a．割当予定先の概要	
氏名	坂元　政弘
住所（市区町村まで）	大阪市天王寺区
職業の内容	会社役員。株式会社a’gil 代表取締役。
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	同氏は個人名義で当社普通株式689,000株を保有しております。また、同氏及び同氏子息が100％を出資する株式会社a’gilは、同社名義で当社普通株式862,000株を保有しております。株式数はいずれも2026年10月20日現在の株主名簿に基づき、同氏個人と同社の保有分を区分して記載しております。同社は2026年５月に第17回新株予約権25,000個の割当を受けました。同社保有分を含む第17回新株予約権の残存する全てについて、2026年11月24日に取得・消却を決定しました。
人事関係	当社と同氏との間には記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と同氏の関係者及び関係会社との間には、人事関係はありません。
資金関係	当社と同氏との間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と同氏の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。
技術又は取引等関係	当社は同氏から経営及びガバナンス改善に関する助言を受けております。
その他の関係及び関連当事者への該当状況	該当なし

（注）１．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年9月30日現在におけるものです。

割当予定先の実態に関する調査結果及び確認書の提出については、下記「（６）割当予定先の実態」に記載しております。

② 古川　鵬程

a．割当予定先の概要	
氏名	古川　鵬程
住所（市区町村まで）	大阪市港区
職業の内容	SuperX Industries株式会社 DCインフラ開発部 GPUサーバー販売 日本統括営業部長。株式会社大鵬 代表取締役。勤務先所在地：大阪府大阪市北区大深町5-54 グラングリーン大阪 南館 パークタワー9階。
b．提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	同氏は当社株式を保有しておりません。当社と同氏との間には記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と同氏の関係者及び関係会社との間には、出資関係はありません。
人事関係	当社と同氏との間には記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と同氏の関係者及び関係会社との間には、人事関係はありません。
資金関係	当社と同氏との間には記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と同氏の関係者及び関係会社との間には、資金関係はありません。
技術又は取引等関係	同氏が所属するSuperX Industriesとの事業協力の内容は、下記「（2）割当予定先を選定した理由」に記載のとおりです。当社は、SuperX Industriesとの業務提携に基づき、当社の顧客開拓、案件組成及びプロジェクトマネジメントと、同社の計算資源に関する技術・サービス及び供給体制を組み合わせて事業を推進します。当社が顧客要件の具体化及び案件全体の進行管理を担うことで、当社の受託範囲と同社の製品・サービスの販売・導入機会の双方を拡大する関係にあります。本件の割当予定先は古川鵬程氏個人であり、同氏の引受けに関する権利義務と、商品供給又は事業連携に係る各法人の権利義務を区分しております。
その他の関係及び関連当事者への該当状況	該当なし。なお、SuperX Industries株式会社の代表取締役である古川愛子氏は、古川鵬程氏の妻の弟の配偶者であり、民法第725条に定める親族には該当しません。

（注）１．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載の ある場合を除き、2026年９月30日現在におけるものです。

割当予定先の実態に関する調査結果及び確認書の提出については、下記「（６）割当予定先の実態」に記載しております。

（２）割当予定先を選定した理由

①　坂元　政弘

坂元政弘氏とは、当社代表取締役CEO田原弘貴が2025年４月30日の当社臨時株主総会の開催に向けた株主面会において知り合いました。その後、経営及びガバナンス改善に関する助言をいただいております。坂元政弘氏は、株式会社a’gilの代表取締役であり、当社普通株式689,000株を保有する既存株主です。株式会社a’gilは、同氏及び同氏子息が100％を出資する会社であり、2025年10月の第三者割当増資及び2026年５月の第17回新株予約権の割当先です。同社保有分を含む第17回新株予約権の残存する全てについて、2026年11月24日に取得・消却を決定しました。同社が第17回新株予約権の取得に関して提出した大量保有報告書によれば、同社は保有株券等の取得資金として、シンガポール在住の平川順基氏から199,984千円を借り入れております。平川順基氏は、坂元政弘氏の払込資金の貸付人である株式会社アバンスの創業者・元代表取締役であり、同社の発行済株式の70％を保有しております。今回の引受けに関しては、当社代表取締役CEO田原弘貴が2026年７月３日に新株式1.5億円及び新株予約権の引受けを提案し、同年８月８日及び９月10日に協議しました。９月10日に新株式1.5億円及び新株予約権の発行・全行使による7.5億円の引受条件について了承を得て、その後の協議により、本新株予約権の引受金額を発行・全行使の合計８億5,000万円に変更しました。

同氏との協議の結果、同氏に本新株式約１億5,000万円及び本新株予約権の発行・全行使による約８億5,000万円に相当する株式及び新株予約権を割り当てることを決定しました。同氏は当社の経営体制の見直し及びガバナンス改善の経緯を理解しており、当社の事業再建を中長期的に支援する立場にあります。当社は、同氏の不動産分野における知見及び関係先との接点を、AIインフラ事業に係る案件の形成に活用することを期待しております。具体的には、当社による顧客要件の整理及び案件全体のプロジェクトマネジメント、SuperX Industries等の計算資源に関する技術・サービスと、不動産分野の知見を組み合わせることで、顧客需要に応じた案件の具体化を図ります。各当事者が担う業務は案件ごとに定め、当社の受託範囲、採算性及び資金回収条件を踏まえて事業を推進します。このような事業面での協力と資金提供を通じ、当社の収益基盤の再構築及びBUIDL事業の拡充を支える事業投資家として、同氏を割当予定先に選定しております。新株式による資金を当面の事業運営及び初期案件に充当し、新株予約権による資金は実際の入金及び案件の進捗に応じて追加の事業資金に充当します。なお、同氏個人による引受けと、同氏の

関係先が個別案件において担う業務及び契約上の権利義務は区分します。2025年10月の第三者割当増資及び2026年５月の第17回新株予約権では株式会社a’gilが割当先となりましたが、今回は、同氏及び同社の投資方針を踏まえて協議した結果、同氏が個人として引き受けることで合意に至りました。

同氏個人の払込原資に係る確認内容は、株式会社a’gilによる過去の投資実績とは区分し、下記「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載しております。

②　古川　鵬程

古川鵬程氏は、SuperX Industries株式会社のDCインフラ開発部 GPUサーバー販売 日本統括営業部長です。当社は、本第三者割当の検討に当たり、当社の事業に理解をいただき、法人として出資いただける引受先を中心に協議を重ねてまいりました。法人による出資について合意に至った先はありませんでした（上記「５．（１）①イ　割当予定先との協議及び価格決定の経緯」参照）。古川鵬程氏との間では、当初、当社からSuperX Industriesによる法人としての出資を提案いたしましたが、同社からは、同社が米国NASDAQ市場に上場するSuperX AI Technology Limitedのグループ会社であり、法人として出資する場合には親会社における決裁及び開示等の手続に３か月から６か月程度を要するとの回答を受けました。当社の手元資金の状況（上記「２．（１）資金調達の目的及び理由」参照）からは当該期間を待つことができず、また、AI分野の技術及び市場の変化が速いことから事業連携を早期に開始したいとの意向が双方にあったため、同社における社内稟議を経たうえで、同社の方針により、同社の日本における営業を統括する同氏が個人として出資することで合意に至りました。同社は、上場会社株式への投資を同社の事業計画及び資金計画に含めておらず、当社との関係は業務提携に基づく取引に限る方針であり、同社の社内決裁書においてその旨が確認されております。現在、法人の割当予定先の候補はありません。当社は、個人による引受けであっても、払込みに要する資金の状況を確認でき（下記「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」参照）、かつ、同氏が同社の日本における営業を統括し、当社のAIインフラ事業との相乗効果が見込めることから、同氏を割当予定先として選定いたしました。同氏及びSuperX Industriesは、当社のAI・ブロックチェーン領域の技術的知見及びプロジェクトマネジメント能力を評価しており、当社は、同社との事業連携により計算資源の供給体制を確保し、顧客の需要に応えることができると考えております。同氏は本新株式の全数の払込み後に当社の主要株主である筆頭株主となる見込みですが、本新株式については当社の事業再建及び収益基盤の構築を踏まえて中長期保有目的で取得する意向を確認しております（下記「（３）割当予定先の保有方針」参照）。当社は、同氏がSuperX Industriesとの事

業連携に関与する立場にあることから、事業連携を通じた当社の企業価値の向上について、同氏と当社の利害が一致する関係にあると考えております。当社は、2026年９月24日の協議において同氏個人の引受けの意向を確認しました。株式及び新株予約権の引受人は古川鵬程氏個人、事業上の契約当事者はSuperX Industriesとなります。当社は、古川氏個人との引受契約と、SuperX Industriesとの事業上の契約について、それぞれの取引条件及び権利義務を定めます。これらの取引に伴う利益相反は、下記の手続により管理します。

当社が古川鵬程氏を割当予定先に選定した最大の理由は、同氏による資本参加とSuperX Industriesとの業務提携が、当社が事業を拡大するために必要な資金と事業機会の双方を当社にもたらす点にあります。同氏は本新株式の総額の約84%にあたる約８億円を払込期日に払い込みます。当社は、これまでの協議において、より大きな規模の新株式による出資を含め多くの先に提案してまいりましたが、この規模の新株式の引受けについて合意に至ったのは同氏のみでした。また、同氏は同社の日本統括営業部長として同社の国内営業を統括しており、同社との業務提携が進むことは、同社における同氏の営業上の成果にもつながるものと考えております。一方、本新株予約権は純投資目的で取得するものであり、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式について契約上の売却制限は設けておりません。そのため、当社は、同氏による株式の継続保有を業務提携の前提とはしておらず、業務提携は当社と同社との間の契約及び個別の取引条件に基づいて進めます。業務提携の継続性は、同氏の株式の保有状況ではなく、両社の取引の実績及び採算性により判断いたします。

SuperX Industriesは、米国NASDAQ市場に上場するSuperX AI Technology Limitedの日本子会社であり、三重県津市の供給拠点で2026年１月にAIサーバーの生産を開始し、同年３月には国内のAIインフラ事業者へのGPUサーバーの初回納入を完了したと公表しております。当社は本日、同社との間で業務提携に関する基本合意書を締結しました。同合意に基づき、両社はAIの利活用に関する相互の顧客及び営業先の紹介を行うほか、当社は、同社がGPUサーバーを納入するデータセンター案件への組成段階からの参画と、当社のプロジェクトマネジメント能力を必要とする案件での連携を目指します。同社は、データセンター事業者をはじめとする国内の顧客に対し、GPUサーバーの納入を通じた取引関係を有しております。当社は、同社との業務提携により、これらの顧客を含め、当社単独ではこれまで接することが難しかった大規模な顧客に提案する機会を得るとともに、同社が現在進めている案件にも当社が加わることを見込んでおります。当社は、同社との業務提携が、AIインフラ事業の将来の売上の拡大につながるものと見込んでおり、当社が事業を拡大するうえで欠かすことのできないものと考えております。

同氏に本新株式約８億円及び本新株予約権の発行対価・全行使時払込額合計約６億円を割り当てることを決定しました。払込原資の確認状況は下記「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載しております。

本件の出資者は古川氏個人であり、商品供給及び事業連携は当社と各契約当事者との間で取り決めます。SuperX Industries株式会社との間には、当社による最低購入保証、独占的な取引その他、当社が同社以外の取引先と取引することを制限する合意はなく、今後も設ける予定はありません。当社は、顧客要件及び案件ごとの収益性を踏まえて必要な計算資源の利用サービス及び事業パートナーを組み合わせ、当社が担う業務の遂行に必要な資金を負担します。SuperX Industriesは、同社の社内決裁書において、古川氏が当社と同社との取引条件の決定及び承認に関与しない旨を定めております。当社は、同社との取引について、他の計算資源の提供事業者からの見積り又は公表価格と比較し、同社の条件が劣る場合には他の事業者と取引します。また、古川氏が当社の主要株主となることを踏まえ、同社との取引を関連当事者との取引に準じて当社取締役会で承認し、比較結果を承認資料として記録します。当社監査等委員会は、これらの手続の運用状況を監査します。個別取引では、引受条件と事業上の取引条件を区分し、各当事者の役割、価格及び費用負担、支払時期並びに対価の回収条件を検討します。調達資金は当社の事業遂行に必要な支出に充当し、当社に帰属する収益及び案件ごとの最大資金負担を把握して執行します。

古川鵬程氏とは、坂元政弘氏から2026年５月に紹介を受けたことにより知り合いました。当社代表取締役CEO田原弘貴は、2026年８月20日及び９月３日にSuperX Industries株式会社社長古川愛子氏及び古川鵬程氏と面談しました。古川愛子氏は、古川鵬程氏の妻の弟の配偶者です。９月24日には、同社側の代表取締役古川愛子氏、古川鵬程氏、日本事業部部長密城浩明氏及び関西エリア営業統括田中忠氏、当社側の代表取締役CEO田原弘貴、取締役田中遼及び取締役竹中大介並びに紹介者である坂元政弘氏が参加しました。同日、古川鵬程氏個人から新株式８億円及び新株予約権の発行・全行使による５億円の引受条件について了承を得ました。法人間の事業協力に関する協議と古川氏個人との引受協議は区分しております。その後の協議により、本新株予約権の引受金額を発行対価及び全行使時の払込額の合計６億円に変更しました。

③　割当数量の考え方

割当数量は、払込期日に払い込む金額と、その後の行使による払込額のそれぞれについて、各割当予定先の資金の状況及び意向を踏まえて協議した結果です。本新株式は、払込期日に事業開始に必要な資金を確保するためのものであり、払込期日にまとまった資金を提供できる古川鵬程氏が約８億円、坂元政弘氏が約1.5億円を引き受けます。本新株予約権は、事業の進捗に応じた行使により資金を提供するものであり、払込期日の払込額を自己資金及び借入枠の範囲にとどめ、行使により段階的に資金を提供する坂元政弘氏が約8.5億円、古川鵬程氏が約６億円を引き受け

ます。このため、本新株式では古川鵬程氏の割合が、本新株予約権では坂元政弘氏の割合が高くなっております。

（３）割当予定先の保有方針

各割当予定先（坂元政弘氏及び古川鵬程氏）から、本新株式については、当社の事業再建及び収益基盤の構築を踏まえて「中長期保有目的」で取得する意向を確認しております。一方、本新株予約権は「純投資目的」で取得するものであり、その行使により取得する普通株式については中長期的に保有する意向を確認しておりません。権利行使により取得する普通株式は、各割当予定先の判断により、市場動向等を踏まえて売却される可能性があります。坂元政弘氏は、本新株式の払込資金及び本新株予約権の行使資金に、株式会社アバンスとの融資枠契約（融資限度額３億円、利率年10%）に基づく借入れを充当する予定であり、利息負担を考慮して、当該借入れは払込期日の直前に実行する予定です。同氏からは、当該借入れの返済には、純投資目的で取得する本新株予約権の行使により取得した株式の売却代金等を充て、それで不足する場合には、同氏が保有する不動産その他の資産の売却代金又はその収益を充てる方針であること、不動産その他の資産を保有していることは、返済の裏付けとして、同氏が借入れを行う判断の前提となっていること、並びに本新株式を中長期で保有するのは当社の成長を見込んだ投資判断によるものであることを、2026年11月５日に同氏に電話で確認しております。

本新株式について、保有期間を定めるロックアップその他の契約上の売却制限は設けません。中長期保有目的であっても、取得株式の継続保有を契約上義務付けるものではありません。本新株予約権の行使により取得する普通株式についても、契約上の売却制限は設けません。当社は、事業上の協力を、割当予定先による株式の継続保有ではなく、当社とSuperX Industries株式会社その他の取引先との間で個別に締結する契約及び取引条件に基づいて進めます。このため、事業上の協力の効果は、割当予定先による株式の継続保有を前提とするものではありません。

本新株予約権の行使時期及び数量は各割当予定先の判断に委ねられ、行使コミットメント、当社による行使指示又は停止等の特約は設けません。純投資目的による取得は早期又は全数行使を確約するものではなく、行使資金の確認内容は次項に記載します。

本新株式の払込期日から２年間に割当先が取得株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲受人、住所、譲渡株式数、譲渡日、価格、理由及び方法等を当社に報告し、当社から東京証券取引所に報告した内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得しました。

普通株式には定款上の譲渡制限はありません。本新株予約権については、第三者への譲渡に当社取締役会の事前承認を要すること、譲受人に本買取契約上の地位及び権利義務を承継させることを契約条件とする旨を、各割当予定先と合意しました。譲渡を承認する場合には、譲渡先の実態、払込原資、保有方針及び反社会的勢力との関係の有無を確認し、必要な開示を行います。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先	払込期日に必要な資金	全行使に必要な資金
坂元　政弘	158,414,892円	841,579,200円
古川　鵬程	805,940,355円	594,055,500円
合計	964,355,247円	1,435,634,700円

①　坂元　政弘

当社は、坂元政弘氏本人名義として提供された預金口座明細により、2026年10月30日現在の残高95,585,424円を確認しました。また、株式会社アバンス（本店所在地：千葉県木更津市、代表取締役：平川知子氏）との融資限度額３億円、利率年10%の融資枠契約を確認しております。本新株式及び本新株予約権の発行対価として必要な金額158,414,892円に対し、上記預金残高との差額は62,829,468円であり、同氏は当該差額を、払込期日の直前に同社からの借入れにより充当する計画です。借入れの実行を払込期日の直前とするのは、同氏の利息負担を考慮したためです。同社の銀行明細における2026年９月30日の取引後残高は1,079,535,783円です。貸付人の預金、本人の預金及び未実行の融資枠は区分し、融資枠を本人の預金残高に含めておりません。

なお、上記融資枠及び確認した現預金残高は、本新株予約権の全ての行使に必要な資金を賄うものではありません。当社は、坂元氏から、本新株予約権を複数回に分けて行使し、行使により取得した株式の一部を売却して、その売却代金を次回の行使資金に充当する意向を確認しております。本新株予約権には行使コミットメントがなく、株価及び株式の売却状況等によっては、行使が進まず、当社が想定する資金を調達できない可能性があります。

株式会社a’gilの保有財産及び借入金は、同氏への資金提供契約及び実行の裏付けがある場合を除き、同氏の払込原資には算入しません。

②　古川　鵬程

当社は、古川鵬程氏本人名義の預金口座明細（2026年７月以降、各口座の最終記帳日又は照会日（2026年８月17日から11月６日まで）までのもの）を確認しました。本新株式及び本新株予約権の発行対価として必要な金額は805,940,355円です。同氏の払込原資は同氏名義の下記の預金残高であり、当該残高には、同氏が株式会社大鵬に対して過去に行った貸付けの返済金及び同氏が李宗根氏、ＣＳコーポレーション合同会社及び小野慎二郎氏の３者から借り入れた資金（合計216,240,000円）を含みます。当社は、楽天銀行の取引履歴明細証明書により、各借入先の名義による入金及びその金額を確認しております。各借入れの内容は、李宗根氏から2026年10月22日に150,000,000円、ＣＳコーポレーション合同会社（代表社員　胡鏡聡）から同月24日に30,000,000円、小野慎二郎氏から同月26日から30日までに合計36,240,000円であり、借入条件は、いずれも利率年３％、返済期限2029年３月31日（元本及び利息を一括して返済）、担保及び保証なしです。李宗根氏の貸付資金は、2023年５月に開設された同氏名義の預金口座から送金されたものであることを、同氏の預金通帳の写しにより確認しております。古川氏と各借入先との間の金銭消費貸借契約書では、借入金の使途を本新株式の払込金額への充当に限定するとともに、同氏が本第三者割当により取得する株式等について、譲渡、担保提供、議決権の行使、利益の分配及び実質的な保有に関する合意が存在しないことを確認しております。当社及び当社の役員と各借入先との間には、資本関係、取引関係及び金銭の授受はありません。株式会社大鵬からの貸付金の返済については、2026年10月23日から26日までに同社から古川氏名義の楽天銀行の口座へ合計５億円の振込があったことを、同社の振込明細により確認しております。また、同社からは2026年10月９日に10,000,000円、10月29日に50,000,000円の返済を受けております。同氏名義の預金残高は、三菱UFJ銀行の普通預金779,199,352円（2026年11月６日現在）、楽天銀行の普通預金6,690,448円（同月５日現在）及びその他６行（大阪信用金庫、ゆうちょ銀行、近畿産業信用組合、関西みらい銀行、徳島大正銀行及び大和ネクスト銀行）の預金合計36,565,728円（2026年８月17日から10月30日までの各口座の最終記帳日等現在）であり、その合計822,455,528円は、上記の必要な金額805,940,355円を16,515,173円上回っております。同氏は、当該超過額を本新株予約権の１回目の行使に充てる予定です。同氏と株式会社大鵬（同氏が代表取締役を務め、全株式を保有する会社）との間では、2026年10月30日付で金銭消費貸借基本契約を締結しており、2026年６月30日現在の貸付金元本残高を1,909,785,645円と確認しております。当該貸付金は、無利息、返済期限の定めなし、担保及び保証なしの条件であり、同氏が返済を求める場合には、相当の期間を定めて書面により催告する旨を定めております。

本新株予約権の行使代金594,055,500円は、現時点の預金のみで全額を確保したものではありません。１回目の行使には、上記の超過額16,515,173円を充てる予定であり、本新株予約権2,393個（目的株式239,300株、払込額16,511,700円）の行使に相当します。２回目以降の行使資金については、同氏から、株式会社大鵬に対する貸付金の残高の返済を受けて充当するとともに、行使により取得した株式の売却代金を次回以降の行使資金に充当する方針である旨の説明を受けています。同社からの今後の返済の時期及び金額は、現時点で確定しておりません。当社は、同社の主な預金口座（６口座）の残高が2026年11月５日から６日現在で合計255,909,912円であることを確認しております。ただし、同社の返済状況、株価及び売却状況等によっては、行使資金を確保できず、権利行使が進まない可能性があります。

なお、確認した預金残高及び貸付金の返済による資金は、本新株予約権の全ての行使に必要な資金を賄うものではありません。当社は、古川氏から、本新株予約権を複数回に分けて行使し、行使により取得した株式の一部を売却して、その売却代金を次回の行使資金に充当する意向を確認しております。本新株予約権には行使コミットメントがなく、株価及び株式の売却状況等によっては、行使が進まず、当社が想定する資金を調達できない可能性があります。

SuperX Industries及びその他の法人の財産は、同氏への資金提供契約及び実行の裏付けがある場合を除き、同氏の払込原資には算入しません。

（５）株券貸借に関する契約

今回発行する本新株予約権に関して、割当予定先と当社役員等との間の新たな株式貸借契約はありません。以下は、既発行の第16回新株予約権に関する既存の株式貸借契約を参考として記載するものです。

第16回新株予約権に関して、その割当先の無限責任組合員である株式会社ファンドコーポレートインベストメントと、株式会社a’gil、当社代表取締役田原弘貴及び当社取締役伊藤光佑との当社普通株式の貸借契約上の上限株数は、以下のとおりです。

貸出者	当社との関係	契約上の貸借上限株数
株式会社a’gil	当社株主	719,000株
田原弘貴	当社代表取締役	315,400株
伊藤光佑	当社取締役	113,616株
合計	―	1,148,016株

2026年４月30日付開示に記載の株式貸借条件は、貸借料率年2.0%、担保なし、貸株可能期間は同年５月18日から11月17日までであり、満了日の１か月前までに終了を通知しない場合は６か月間自動延長するものです。

本開示日現在の当該貸借の実行残高は田原弘貴315,400株及び伊藤光佑113,600株の合計429,000株であり、株式会社a’gilとの貸借契約に基づく貸借は実行されておりません。貸借の実行以降、変動はありません。

（６）割当予定先の実態

①　坂元　政弘

当社は、割当予定先である坂元政弘氏が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ（住所：大阪市中央区南船場２丁目５番19号心斎橋イーストビル４階、代表取締役：小林弘樹）に調査を依頼し、2025年８月５日に調査報告書を受領しました。その結果、同氏が反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は同氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

② 古川 鵬程

当社は、割当予定先である古川鵬程氏が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ（住所：大阪市中央区南船場２丁目５番19号心斎橋イーストビル４階、代表取締役：小林弘樹）に調査を依頼し、2026年10月９日及び同月22日に調査報告書を受領しました。その結果、同氏並びに同氏が代表取締役を務め全株式を保有する株式会社大鵬が、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は同氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

SuperX Industriesの関係者については、古川鵬程氏の調査報告書において古川愛子氏に係る調査結果を確認しました。また、清泉堂株式会社の元取締役である田中忠氏を追加調査の対象としました。密城浩明氏は当社との協議に参加した同社従業員であり、今回の調査対象には含めておりません。調査の対象者、方法及び確認結果は区分して取り扱い、調査対象外の者まで調査済みとするものではありません。

③ 古川鵬程氏の借入先

当社は、古川鵬程氏の借入先である李宗根氏、ＣＳコーポレーション合同会社（その役員を含む。）及び小野慎二郎氏について、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズに調査を依頼し、2026年11月10日に調査報告書を受領しました。その結果、いずれについても、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

７．資金調達後の大株主及び持株比率

以下は、2026年10月20日現在の株主名簿及び議決権数を基礎としております。本項における持株比率は、総議決権に対する所有議決権数の割合を示しています。割当予定先が取得株式を継続保有することを前提として、本新株式の全数払込後及び本新株予約権の全数行使後をそれぞれ示しております。

（１）新株式の全数払込後

第三者割当前（2026年10月20日現在）	議決権割合	第三者割当後	議決権割合
株式会社a’gil	4.64%	古川　鵬程	35.85%
坂元　政弘	3.71%	坂元　政弘	8.85%
楽天証券株式会社共有口	3.25%	株式会社a’gil	2.67%
FCファイナンスソリューション１号投資事業有限責任組合	2.31%	楽天証券株式会社共有口	1.87%
DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG	2.20%	FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合	1.33%
冨田　加奈子	1.51%	DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG	1.26%
石崎　伸男	1.46%	冨田 加奈子	0.87%
株式会社SBI証券	1.32%	石崎 伸男	0.84%
山下　博	1.22%	株式会社SBI証券	0.76%
田村　純一	1.15%	山下 博	0.70%

注　発行済株式総数32,376,833株、総株主の議決権数323,377個。割合は小数点第３位を四捨五入しています。

（２）新株式の全数払込後及び第18回新株予約権の全数行使後

第三者割当前（2026年10月20日現在）	議決権割合	第三者割当後	議決権割合
株式会社a’gil	4.64%	古川　鵬程	38.02%
坂元　政弘	3.71%	坂元　政弘	28.34%
楽天証券株式会社共有口	3.25%	株式会社a’gil	1.62%
FCファイナンスソリューション１号投資事業有限責任組合	2.31%	楽天証券株式会社共有口	1.14%
DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG	2.20%	FCファイナンスソリューション1号投資事業有限責任組合	0.81%
冨田　加奈子	1.51%	DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ) AG	0.77%
石崎　伸男	1.46%	冨田 加奈子	0.53%
株式会社SBI証券	1.32%	石崎 伸男	0.51%
山下　博	1.22%	株式会社SBI証券	0.46%
田村　純一	1.15%	山下 博	0.43%

注　発行済株式総数53,183,133株、総株主の議決権数531,440個。割合は小数点第３位を四捨五入しています。

第16回、第17回その他の既存新株予約権の行使、新株予約権の譲渡、株式の売買、貸株の返還及び株式数の調整その他の変動は織り込んでおりません。

古川鵬程氏は当社株式を保有しておらず、割当前保有株式数は０株です。坂元政弘氏の割当前保有株式数689,000株及び株式会社a’gilの保有株式数862,000株は、それぞれ別の名義の保有分として計上しております。

坂元政弘氏は株式会社a’gilの代表取締役及び主要株主であります。同氏の議決権割合は、本新株式の払込後に8.85%、本新株予約権の全数行使後に28.34%となります。同氏と株式会社a’gilの保有議決権を単純合算した割合は、それぞれ11.52%及び29.96%です。この合算表示は、会社法上の特定引受人又は東証規則上の支配株主への該当性を判定するものではありません。

本新株式の払込みに伴う主要株主である筆頭株主の異動の見込みは、下記「Ⅱ．主要株主である筆頭株主の異動について」に記載しております。

８．今後の見通し

本資金調達による当期及び翌期以降の連結業績への影響は判明次第、速やかにお知らせします。

事業の開始、業務提携、主要株主等の異動、資金使途の変更又は業績予想の修正等について、開示すべき事項が決定した場合には速やかにお知らせします。

９．企業行動規範上の手続き

（１）大規模な資金調達の理由及び既存株主への影響に関する取締役会の判断の内容

① 大規模な資金調達を行うこととした理由

当社は、事業運営及び経営管理体制の維持・強化と、AIインフラ整備・案件組成、オンチェーン金融及びAI関連サービスの事業資金を確保するため、本第三者割当を行うことを決定しました。資金需要及び調達方法の選択理由は上記「２．募集の目的及び理由」、資金使途は上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」のとおりです。当社は手元資金の状況から、本第三者割当による資金を確保できない場合には事業の継続に支障をきたすおそれがあり、金融機関からの借入れ及び社債による資金調達も困難な状況にあります。一方で、本第三者割当は各割当予定先との中長期的な協業関係を基礎とする、事業連携を伴う資本参加による資金調達です。当社は、坂元政弘氏による事業再建への支援及びSuperX Industriesとの事業連携を通じてAIインフラ事業の案件獲得及び提供範囲を拡大することにより、中長期的な企業価値の向上が見込めるものと判断しております。本第三者割当は、当社の事業の拡大に不足していた資金と事業機会を同時にもたらすものです（上記「２．（１）イ．」参照）。これらを総合的に検討し、当社取締役会は本第三者割当が必要かつ合理的であると判断しました。

② 大規模な資金調達による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回分のみの希薄化率は186.19%です。当社取締役会は、既存株主への希薄化の影響と、事業運営の継続及び事業連携を通じた企業価値向上の必要性を比較し、本第三者割当が相当であると判断しました。既存株主への希薄化の影響と企業価値の向上との比較は、上記「５．（２）本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりです。なお、本新株式は中長期保有目的、本新株予約権は純投資目的であり、将来の株式売却による市場への影響は生じ得ます。

企業価値向上は、既存事業の収益改善と、計算資源の利用サービスの仕入・販売及び開発・導入支援による収益機会の拡大を基礎とします。初期事業は新株式の手取金を原資とし、予約権の全額行使

を開始条件とはしておりません。企業価値の向上が希薄化の影響を上回ることを保証するものではなく、仕入・販売価格、受注、供給及び回収状況等により計画が実現しない可能性があります。

（２）大規模な資金調達を行うことについての判断の過程

希薄化率が25%以上となるため、有価証券上場規程第432条に基づく株主の意思確認として、本株主総会において本件の必要性及び相当性の承認を求めることを決定しました。会社法上の有利発行に係る特別決議による承認と併せ、必要な承認を得ることを条件とします。付議議案は、「第１号議案　第三者割当による当社普通株式の発行の件」及び「第２号議案　第三者割当による第18回新株予約権発行の件」であり、いずれも特別決議により承認を求めるものです。

（３）既存新株予約権を含めた希薄化率及び発行可能株式総数との関係

当社は2026年11月24日開催の取締役会において、第16回新株予約権120,000個及び第17回新株予約権の残存する全ての取得・消却を決定しました。以下の参考値は、当該取得・消却が実行され、他の行使・失効及び条件調整がない場合を前提としております。

第16回・第17回の当初目的株式22,000,000株と今回分34,574,400株を単純合算した参考値は304.66%です。第16回の12,000,000株及び第17回の6,000,000株を控除した後の残存目的株式数は4,000,000株、今回分を加えた株式数は38,574,400株となります。議決権数385,744個を2026年10月20日現在の185,696個で除した参考値は207.73%です。

過去の第三者割当との合算希薄化率は207.73%です。これは、第16回新株予約権120,000個及び第17回新株予約権の残存する全ての取得・消却後に残存する第16回新株予約権40,000個の目的株式数4,000,000株（調整前）を今回分の34,574,400株に加えた38,574,400株（議決権数385,744個）を、2026年10月20日現在の総議決権数185,696個で除したものです。なお、第16回新株予約権の目的株式数は本第三者割当に伴い調整されるため、調整後の目的株式数により算定した場合、合算希薄化率は上記を上回ります。

当社の定款上の発行可能株式総数は70,000,000株です。第16回新株予約権120,000個及び第17回新株予約権の残存する全てを取得・消却した後の残存分は、第16回40,000個（目的株式4,000,000株）及び第17回０個です。発行済株式数、本新株式13,768,100株、本新株予約権の目的株式20,806,300株、両回の残存分及びその他の未行使新株予約権の目的株式数の合計は59,228,133株です。既存新株予約権の条件調整が生じないと仮定し、第15回新株予約権は未発行のため含めておりません。第16回及び第17回新株予約権を消却する前に本新株予約権を発行すると発行可能株式総数を超えることから、本新株式及び本新株予約権の発行は当該消却の効力発生を条件とし、払込期日において当該消却の後に行います。

（４）株主総会の議決権及びその他の関連手続

本株主総会の基準日は2026年10月20日としました。本新株式の払込期日は同総会後であるため、本新株式に基づく同総会の議決権は付与しません。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）過去３年間の業績（連結）

連結指標	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
売上高 千円	962,801	1,613,430	26,550
営業損失△　千円	△911,993	△1,133,737	△489,665
経常損失△ 千円	△1,401,973	△1,151,352	△453,968
親会社株主に帰属する当期純損失△ 千円	△2,742,920	△1,960,239	△1,366,529
１株当たり純資産額 円	196.53	78.87	22.58
１株当たり当期純損失△ 円	△186.36	△114.63	△77.12
１株当たり配当金 円	―	―	―

注　上記は連結数値です。

（２）現時点における発行済株式数の状況

区分	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	18,608,733株	100%
現時点の転換価額又は行使価額における潜在株式数	24,045,000株	129.21%
下限値の転換価額又は行使価額における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額又は行使価額における潜在株式数	―	―

上記の潜在株式数は、第12回新株予約権145,000株、第14回新株予約権1,900,000株、第16回新株予約権16,000,000株及び第17回新株予約権6,000,000株の合計です。第15回新株予約権は未発行、本新株予約権は発行前のため含めておりません。

（３）最近の株価の状況

① 直近３年間の状況

円	2024年10月期	2025年10月期	2026年10月期
始値	412	335	247
高値	415	627	285
安値	271	159	73
終値	343	249	82

② 最近６か月間の状況

円	2026年５月	６月	７月	８月	９月	10月
始値	267	213	106	95	104	95
高値	268	265	124	122	112	108
安値	186	100	84	90	94	73
終値	214	105	93	105	95	82

③ 発行決議日前営業日株価

	2026年11月20日
始値	100円
高値	104円
安値	93円
終値	98円

（4）直近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第11回新株予約権

割当日	2023年11月30日
資金調達の額差引手取概算額	1,043,600,000円
発行価額	新株予約権１個につき420円。総額12,600,000円。
募集時における発行済株式数	14,746,733株
当該募集による発行株式数	3,000,000株。新株予約権30,000個、１個につき100株。
割当先	東海東京証券株式会社
発行時における当初の資金使途	当時の連結子会社Zaifの財務基盤強化及び経営改革投資。財務健全性維持の増資引受資金400百万円、システム改修等300百万円及び追加の増資引受資金343百万円。
発行時における支出予定時期	2024年１～２月・７～８月、同年３～５月及び同年10～12月
現時点における充当状況及び予定	2024年３月５日時点で全額調達済み。本開示日時点において 全額充当済み。

② 2025年10月の第三者割当増資

割当日	2025年10月28日
資金調達の額差引手取概算額	198,664,000円。発行価額総額199,984,000円。
発行価額	新株式１株につき232円
募集時における発行済株式数	17,746,733株
当該募集による発行株式数	862,000株
割当先	株式会社a’gil
発行時における当初の資金使途	事業開発費74,560,000円、運転資金74,560,000円、調査費用及び法的手続費用49,544,000円
発行時における支出予定時期	事業開発費及び運転資金：2025年10月～2026年９月調査費用等：2025年10月～2029年９月
現時点における充当状況及び予定	2026年９月30日現在の調達資金の充当額は172,111,768円、未充当額は26,552,232円です。使途別の充当額は、事業開発費74,560,000円、運転資金74,560,000円、調査費用及び法的手続費用22,991,768円です。事業開発費及び運転資金は、当初の支出予定時期である2026年９月までに配分額の全額を充当しました。当初配分額を超えた支出（事業開発費155,778円、運転資金4,034,270円）は自己資金で賄っております。取締役田中遼の報酬並びに2026年１月30日に取締役に就任した伊藤光佑及び大島卓也の同年２月以降の報酬は、事業開発を担当する取締役としての職務の対価として事業開発費に充当しております。事務所家賃は運転資金に区分しております。未充当額は調査費用及び法的手続費用26,552,232円であり、旧経営陣による取引等に係る民事訴訟その他の法的手続への対応に係る弁護士費用等に、当初の支出予定期間の終期である2029年９月までに充当する予定です。増資資金の充当額は実際の支出額と区分し、支出日及び使途別に管理しております。

③　第16回及び第17回新株予約権

項目	第16回	第17回
割当日	2026年５月19日	2026年５月19日
発行個数	160,000個	60,000個
１個当たり発行価額	133円	82円
発行対価総額	21,280,000円	4,920,000円
当初行使価額	250円	400円
当初目的株式数	16,000,000株	6,000,000株
当初全行使払込額	4,000,000,000円	2,400,000,000円
公表時の行使調達額	0円	0円
公表時の未行使個数	160,000個	60,000個
取得・消却後の目的株式数（他の行使・失効等がない場合、調整前）	4,000,000株	０株

第16回の割当先はFCファイナンスソリューション１号投資事業有限責任組合です。第17回の割当先は、株式会社a’gil25,000個、田原弘貴20,000個、田中遼10,000個、Fracton Ventures株式会社2,500個及び坂井豊貴2,500個です。募集時の発行済株式総数は18,608,733株でした。

第16回120,000個及び第17回の残存する全ての取得・消却を2026年11月24日開催の取締役会で決定しました。他の行使・失効及び条件調整がない場合、取得対価は第16回15,960,000円、第17回4,920,000円の合計20,880,000円です。両回の残存目的株式数は取得・消却実行後に合計4,000,000株となります。

資金の区分	受領額	公表日までの充当額	未充当額・充当予定
第16回・第17回の発行対価	26,200,000円	13,496,957円（発行諸費用）	12,703,043円・第16回及び第17回新株予約権の取得対価に充当予定（不足額8,176,957円は自己資金で充当）
第16回・第17回の行使による資金	0円	0円	0円

11. 発行要項

本新株式の発行要項は下記のとおりです。本新株予約権の発行要項は、末尾の別紙１「株式会社HODL1第18回新株予約権発行要項」に記載しております。

1 募集株式の種類及び数	普通株式13,768,100株
2 払込金額	１株につき69円
3 払込金額の総額	949,998,900円
4 増加する資本金及び資本準備金	資本金474,999,450円及び資本準備金474,999,450円
5 募集方法及び割当予定先	第三者割当。 坂元政弘2,173,900株 古川鵬程11,594,200株
6 申込期日及び払込期日	2026年12月25日
7 申込単位	100株
8 申込取扱場所	株式会社HODL1 管理本部東京都港区南青山二丁目12番１号
9 払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
10 振替機関	株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋兜町７番１号
11 発行の条件	金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生、2026年12月17日に開催する臨時株主総会における必要な承認及び本新株式に係る総数引受契約の締結並びに第16回新株予約権（120,000個）及び第17回新株予約権の消却の効力発生を条件とする。
12 その他	該当なし

12. 第16回及び第17回新株予約権の一部取得及び消却等

（1）個別契約による一部取得及び消却の実施

①当社は、2026年11月24日開催の取締役会において、FCファイナンスソリューション１号投資事業有限責任組合が保有する第16回新株予約権160,000個のうち120,000個を、１個当たり133円、総額15,960,000円で合意取得し、取得した全数を消却することを決定しました。当該取得は、新株予約権者との間で締結する新株予約権売買契約に基づくものであり、2026年12月17日開催予定の臨時株主総会において本第三者割当に係る議案がいずれも承認可決されることを条件とし、本新株式及び本新株予約権の払込期日に取得し、同日に消却します。新株予約権者とは、取得日までの間、新株予約権を行使しない旨を合意します。取得日及び消却日は下表のとおりです。

当該120,000個の目的株式数は、１個当たり100株とする調整前の条件では12,000,000株です。取得及び消却の概要は、以下のとおりです。

（1）取得個数	120,000個（発行個数の75％。調整前の目的株式数12,000,000株）
（2）１個当たり取得価格及び取得総額	133円及び15,960,000円
（3）取得資金の原資	第16回新株予約権の払込金額から発行諸費用を控除した残額及び自己資金
（4）取得の決定日・決裁機関及び消却決議日	取得及び消却の取締役会決議日：2026年11月24日
（5）取得日	2026年12月25日
（6）消却日	2026年12月25日
（7）取得後及び消却後の残存個数	取得後：当社120,000個、割当先40,000個。消却後：40,000個（他の行使・失効等がない前提）
（8）新規発行との先後関係及び条件	第16回及び第17回新株予約権の消却は、払込期日（2026年12月25日）において本新株式及び本新株予約権の発行に先立って行います。本新株式及び本新株予約権の発行は、当該消却の効力発生を条件とします。
（9）取得方法及び契約締結日	保有者との新株予約権売買契約に基づく取得（臨時株主総会での承認可決を条件とする） 契約締結日：2026年11月24日

②当社は、2026年11月24日開催の取締役会において、第17回新株予約権の残存する全てを１個当たり82円で取得し、消却することを決定しました。他の行使・失効等がない場合の対象個数は60,000個、取得総額は4,920,000円です。当該取得は、発行要項の取得条項によらず、新株予約権者との間で締結する新株予約権売買契約に基づくものであり、2026年12月17日開催予定の臨時株主総会において本第三者割当に係る議案がいずれも承認可決されることを条件とし、本株主総会の承認可決後、払込期日の前営業日（2026年12月24日）までの間で各新株予約権者と合意する日に取得し、払込期日（2026年12月25日）に消却します。新株予約権者とは、取得日までの間、新株予約権を行使しない旨を合意します。当社取締役が保有する分の取得については、田原弘貴保有分と田中遼保有分をそれぞれ別の議案として付議し、会社法第365条第１項に基づき取締役会の承認を得ております。各議案において、当該新株予約権を保有する取締役は、特別の利害関係を有する取締役として審議及び決議に参加しておりません。また、当該取得については、2026年11月6日開催の当社監査等委員会において、事前に承認を得ております。

（1）取得個数	60,000個（第17回の残存する全て。他の行使・失効等がない前提。調整前の目的株式数6,000,000株）
（2）１個当たり取得価格及び取得総額	82円及び4,920,000円
（3）取得資金の原資	第17回新株予約権の払込金額から発行諸費用を控除した残額及び自己資金
（4）取得の決定日・決裁機関及び消却決議日	取得及び消却の取締役会決議日：2026年11月24日
（5）取得日	本株主総会の承認可決後、2026年12月24日までの間で各新株予約権者と合意する日
（6）消却日	2026年12月25日
（7）取得後及び消却後の残存個数	取得後：当社60,000個、他の保有者０個。消却後：第17回の残存０個（他の行使・失効等がない前提）
（8）新規発行との先後関係及び条件	第16回及び第17回新株予約権の消却は、払込期日（2026年12月25日）において本新株式及び本新株予約権の発行に先立って行います。本新株式及び本新株予約権の発行は、当該消却の効力発生を条件とします。
（9）取得方法及び契約締結日	各新株予約権者との新株予約権売買契約に基づく取得（臨時株主総会での承認可決を条件とする） 契約締結日：2026年11月24日

（２）既存新株予約権の条件調整

第16回及び第17回新株予約権には、一定の価額を下回る株式又は新株予約権の発行等に伴う行使価額及び目的株式数の調整条項があります。本第三者割当に伴う調整内容は、以下のとおりです。

項目	第16回	第17回
調整後行使価額	未確定（注１）	－（注２）
調整後１個当たり目的株式数	未確定（注１）	－（注２）
適用日	2026年12月26日	－（注２）
取得・消却後の目的株式総数	未確定（注１）（調整前4,000,000株）	０株

（注１）本第三者割当により、第16回新株予約権の発行要項に定める行使価額及び目的株式数の調整事由が生じます。調整後の行使価額及び目的株式数は、適用日（2026年12月26日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（2026年10月22日から同年12月4日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を時価として算定するため、現時点では確定しておりません。2026年12月４日に時価が確定した後、発行要項に基づき算定のうえ、適用開始日及び算定根拠と併せて速やかにお知らせいたします。

（注２）第17回新株予約権は、払込期日に本新株式及び本新株予約権の発行に先立って全部消却するため、調整は生じません。

13. 今後の日程

事項	実施日及び今後の日程
臨時株主総会の基準日	2026年10月20日
発行に関する取締役会決議及び適時開示	2026年11月24日
有価証券届出書の正式提出	2026年11月24日
第16回及び第17回の新株予約権売買契約の締結並びに両回の取得・消却	決議・契約締結：2026年11月24日、第16回の取得・消却及び第17回の消却：2026年12月25日、第17回の取得：本株主総会の承認可決後、2026年12月24日までの間で各新株予約権者と合意する日（いずれも臨時株主総会での承認可決を条件とする）
臨時株主総会	2026年12月17日
総数引受契約及び本買取契約の締結	届出書の効力発生後
新株式の払込及び第18回の割当・払込	2026年12月25日
第18回新株予約権の行使期間開始	2026年12月26日（土）
第18回新株予約権の任意取得が可能となる日	2027年６月23日（水）以降
第18回新株予約権の行使期間満了	2029年12月25日（火）

注　本第三者割当は、有価証券届出書の効力発生、本株主総会における必要な承認並びに総数引受契約及び本買取契約の締結並びに第16回新株予約権（120,000個）及び第17回新株予約権の消却の効力発生を条件としております。

Ⅱ．主要株主である筆頭株主の異動について

１．異動が生じる経緯

本新株式の全数の払込みが行われた場合、古川鵬程氏が新たに主要株主である筆頭株主となります。坂元政弘氏は払込後の議決権割合が8.85％であり、払込時点では主要株主に該当しません。以下の議決権所有割合は、上記「Ⅰ．７．資金調達後の大株主及び持株比率」と同じ前提により算定しております。

２．異動予定年月日

2026年12月25日　本新株式の払込期日

３．異動する株主の概要

（１）古川鵬程氏　上記「Ⅰ．６．（１）② 古川鵬程」に記載のとおりです。

４．異動前後における議決権の数及び議決権所有割合

（１）古川　鵬程

区分	属性	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	―	0個（0株）	0.00％	―
異動後	主要株主である筆頭株主	115,942個（11,594,200株）	35.85％	第１位

注１　異動前の総株主の議決権数は185,696個、異動後は323,377個とし、割合は小数点第３位を四捨五入しております。本新株予約権及び既存新株予約権の行使による株式交付は織り込んでおりません。

注２　古川鵬程氏は当社株式を保有しておらず、異動前の保有株式数は０株です。

５．今後の見通し

上記「Ⅰ．８．今後の見通し」に記載のとおりです。本新株予約権の行使その他の事情により、追加の主要株主等の異動が見込まれることとなった場合には、必要な開示を行います。

以上

（別紙１）株式会社HODL1第18回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社HODL1第18回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の総数

208,063個

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり69円（本新株予約権の払込金額の総額：14,356,347円）

4. 申込期間

2026年12月25日

5. 新株予約権の割当日

2026年12月25日

6. 新株予約権の払込期日

2026年12月25日

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、坂元政弘氏に121,968個及び古川鵬程氏に86,095個を割り当てる。

8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式20,806,300株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は第９項による調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

（１）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。

$$A_1 = A_0 \times R$$

A1：調整後割当株式数、A0：調整前割当株式数、R：株式分割等の比率。

（２）当社が第13項の規定に従って行使価額（第10項第（２）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$A_1 = \frac{A_0 \times P_0}{P_1}$$

A1：調整後割当株式数、A0：調整前割当株式数、P0：調整前行使価額、P1：調整後行使価額。

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（３）本項第（１）号及び前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（４）調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第（２）号及び第（４）号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（５）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、第13項第（２）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

（１）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（２）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、69円とする。ただし、行使価額は、第13項に従い調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１

円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

13. 行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$P_1 = P_0 \times \frac{N + \frac{n \times p}{V}}{N + n}$$

P1：調整後行使価額、P0：調整前行使価額、N：既発行普通株式数、n：交付普通株式数、p：1株当たりの払込金額、V：時価。

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの及びストック・オプション制度に基づき交付された新株予約権を含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込

期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、ストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等の発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（ｉ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（３）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式

数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合には、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$Q = \frac{(P_0 - P_1) \times S}{P_1}$$

Q：交付すべき株式数、P0：調整前行使価額、P1：調整後行使価額、S：当該期間内交付株式数。

当該期間内交付株式数とは、調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数をいう。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（４）本項第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項第（１）号乃至第（４）号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（２）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

14. 本新株予約権の行使期間

2026年12月26日から2029年12月25日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

（１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、2027年６月23日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（２）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、かつ、取得日の20取引日前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。

（３）当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止が決定した場合には、当該銘柄に指定された日又は上場

廃止が決定した日から２週間後の日（株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使する場合には、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に、第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、第21項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前項に定める口座に入金されたときに発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

本新株予約権１個当たりの払込金額は第３項に、行使に際して出資される財産の内容及び価額は第10項に定める。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社によるモンテカルロ・シミュレーションに基づく評価を踏まえ、割当予定先との協議の結果、払込金額を決定した。評価基準日、前提条件、評価額及び払込金額との比較は、本文「５．（１）② 本新株予約権の発行価額及び行使価額」に記載のとおりである。行使価額は、本新株式の払込金額と同じく、決議日前営業日までの直前３か月間の終値の単純平均値から30%ディスカウントした金額を基準として、１株当たり69円と決定した。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社HODL1 管理本部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. その他の事項

上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

25. 発行の条件

上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2026年12月17日に開催する臨時株主総会における必要な承認及び買取契約の締結並びに第16回新株予約権（120,000個）及び第17回新株予約権の消却の効力発生を条件とする。

以上